

第10日目（6月15日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。傍聴の皆様、早朝よりお越しく
ださいます。ありがとうございます。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、議事日程（第4号）のとおり一般質問といたします。

また、私が午後から欠席をいたしますので、届出を副議長に提出し、許可を得ていますので、併せて報告いたします。

○議 長 質問順位11番、議席番号4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 おはようございます。傍聴の皆様、早朝より大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、このたびは大項目2点を一般質問させていただきます。

1 市民サービス向上に向けた取組について

まずは大項目1点目、市民サービス向上に向けた取組についてでございます。市民サービスの向上を図るためには、時代の潮流や多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民にとって満足度の高い行政サービスを提供することが望まれております。

このことから、事務事業の見直しを行うとともに窓口などのサービス向上、市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い、市民にとって暮らしが便利になるような満足度の高いサービスを提供することが必要でございます。

そのために目指すのは、利用者中心の行政サービス改革でございます。この利用者には住民や事業者だけではなく、自治体の職員も含まれております。つまりは、行政も住民も、もっと便利という改革でございます。行政サービスは多岐にわたりますが、このたびは以下の4点に絞って市長の見解をお伺いいたします。

（1）市民の利便性向上と業務の効率化の観点から、市民が窓口へ足を運ぶ必要がなく、また時間や場所の制約なく申請・納付等ができる行政手続のオンライン化に向けた取組が今後ますます必要になってきます。そのためにはマイナンバーカードの普及が重要となりますが、その取組を伺います。

（2）うおぬま・米ねっとは医療情報共有からスタートをいたしました。平成31年度から介護情報も共有し、魚沼医療圏の医療・介護の連携と地域包括ケアシステムをさらに推進していく狙いがございます。そのためには、うおぬま・米ねっとの加入者を増やしていくことが重要となりますが、その取組を伺います。

（3）障がい者が希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性に応じて活躍することや、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくことが大切であります。障がい者雇用への取組を伺います。

（4）市民が利用しやすく、併せて職員が仕事をしやすい環境は重要と考えますが、本庁舎の整備計画をお伺いいたします。

以上、演台からの質問とさせていただきます。

○議 長 目黒哲也君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。一般質問3日目、目黒議員の質問に答えてまいります。

1 市民サービス向上に向けた取組について

市民サービス向上に向けた取組4項目の1点目であります。マイナンバーカードについてお尋ねであります。取組は、ということですが、今、マイナンバーカードを取得された場合に、いろいろなサービスが付与され始めました。顔写真つきの身分証明書として使用できることは当然ですが、コンビニでの証明書の発行、確定申告の手続、また現在は新型コロナワクチン接種の証明書としての扱い、また健康保険証としての利用が開始されているところです。

一方で、様々な利用は、今、始められていますが、まだまだすごく進んでいるという状況ではないかなという認識であります。

今、申しあげました証明書等のコンビニ交付は、年々着実に利用率は伸びています。利用される方には、平日・日中以外の時間にも証明書などが取得できるということから、利便性を感じていただいているものとこれは思っております。しかしそのほかでは、具体的な利用の場やメリットというか——本来メリットというか身分証明というのが本当は本来だとは思うのですけれども、メリットがまだまだ見えてこないということもあって、全国的な交付率は4月末現在で44.0%、新潟県全体では37.3%、南魚沼市の交付率は38.9%となっている状況です。

この普及促進についてですが、国は今年度末までにほぼ全ての国民への交付を目指しているという状況です。直接的にメリットを感じていただくことのできるマイナポイント事業も行っています。昨年4月末までに申請した方を対象とした第1弾では、南魚沼市でも多くの新規申請がありました。やはり効果があったということです。市ではこうした申請の増加に対応するため、昨年度からですけれども庁舎のほうに対応できる端末の増設を5台、交付予約のための専用の電話回線の設置を昨年度7月から行っています。会計年度任用職員を昨年4月からは6名に増員させて、さらに現在、水曜日の時間延長窓口を夜の7時半まで。こういったことを市民の皆さんに周知もしながら、また加えて日曜日の窓口を8時30分から12時まで、午前中ですが、それまでの月に1回だったものを月2回に引き上げて対応してまいっております。

このほか、より積極的な手法としては、職員がいろいろな企業さんのところに出向いて、出張申請という形ですけれども、この取組も開始しております。昨年11月からは、新潟県のマイナンバーカード新規取得キャンペーンというのが行われたのですけれども、これにあわせて当市の行政区や企業にも協力をいただきまして、合わせて26か所出張申請を行ったところです。令和4年度、今年度は3月に75歳以上の未申請者の方を対象に申請用紙が送られたということから、主に庁舎まで申請に来ていただくことの難しい高齢者の皆さんを

我々は想定して、行政区への出張申請を開始したというところです。出張申請については、今、新型コロナの状況もあって慎重な判断が必要となりますけれども、小規模な会場においても地道に対応してまいりたいということで、今、進めているところであります。

2月から始まりました先ほどの第1弾に続いたマイナポイント第2弾では、健康保険証としての利用申請や公金の受取口座の登録者へのポイント付与が6月30日から開始されることと、今月末からされることになっています。これらの申請者の方への対応も見込んで、新たにタブレット端末を配置して、健康保険証とのひもづけ、そして公金取扱口座の登録によるポイント手続を職員が今、支援しているというところであります。この後も、市内企業向けの出張申請を積極的に継続してまいります。行政区分と合わせて、現在、職員が希望の有無などを募る電話をそれぞれのところにおかけして——希望していただきたいわけですが、おかけして積極的な取組をしておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

現状ではまだ国の、今年度中にはほぼ全ての市民とまではいかないかもしれませんが、7月からは国からマイナンバーカードの申請をまだしていない方へのQRコードつきの申請用紙というのも再送されることになっておりまして、これらも含めて普及促進に努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。ぜひ、議員各位からも呼びかけをしていただきたい。一時期はいろいろなことが言われましたが、10万円の給付等々もありましたし、様々これからの手続上のメリットは必ずあることであります。こういったことを進めていきたいと思っております。

加えまして、行官庁というか市役所になるべく来ないというか、そういう利便性も必要だと思うのです。渋谷区さん、仲良くさせてもらっていますが、あそこのキャッチコピーが、区役所に来なくてもいい区役所という本当にキャッチで——ちょっと間違っているかもしれませんが、多分それに似たキャッチなのです。そこに非常に深い意味を持っていると思ひますし、目指すべき一方の姿がある。フェース・ツー・フェースも大事ですが、そういったところはこれから積極的に取り組んでいきたいと考えています。

2つ目のうおぬま・米ねっこのほうの話をしてします。米ねっこの普及促進については、うおぬま・米ねっこの事務局が中心となって圏域内の医療機関等を中心にPRを行っていただいております。市においては、南魚沼の市立病院で当初から継続して勧誘を実施しています。加えまして、昨年度、令和3年度は私どもからもやはり米ねっこの加入促進ということで、絶好の機会でもあった新型コロナワクチンのワクチン接種会場、そこに打ち終わった後に待機というかしなければいけない時間帯があります。あそこで皆さんももちろん経験されたと思うのですが、その場所に登録申請用紙を配置するとともに、ポスターの掲示または紹介の映像これらを、待っていただいている時間に、皆さんに見ていただくということをやっていたので、その辺のPRを行ってきているというところです。

また、地域包括ケアシステムを進める上で、医療と介護の連携が重要と考えているわけですが、介護保険申請受付時に窓口で、うおぬま・米ねっこの加入を勧めていく、こういう取組を開始したところであります。加えまして、居宅介護事業所をはじめとする介護サ

ービス事業所に対して、うおぬま・米ねっとの医療介護連携についての特段の理解をしていただくための説明会等を実施しまして、利用の勧め、そして利用者加入の協力をお願いしているところであります。顔を合わせる機会ごとになるべく皆さんに訴えをし、この持っている意味を理解していただいた上で、ぜひとも加入いただきたいということで進めていますのでよろしくお願いいたします。

3点目であります。障がい者雇用のご質問であります。障がいのある方が、希望や能力を生かして、社会で活躍するという事は、誰もが社会の一員であるノーマライゼーションの理念そのものであると私どもも考えております。現在、南魚沼市においてはハローワークを中心として、障がい者雇用に取り組んでいただいております、ハローワーク南魚沼管内の障がい者雇用率は令和3年6月1日時点の数字ですが、2.25%となっています。これは決して比較してということではありませんが、このコロナ禍で前年より少し下がっているという状況ですけれども、全国平均や県平均を南魚沼市は上回っているということは、今の立ち位置であります。

障がい者雇用への取組については、市では福祉サービスを提供し、障がい者雇用に向け取り組んでいます。働くためには仕事に対する能力はもちろんですけれども、仕事に着手するまでの過程に様々な障壁を抱えているという場合がおありの方がありまして、就職を希望されても、毎日出勤することが難しいといった相談をいただくことが多くあります。そのため、福祉サービスの就労移行支援、昨日もいろいろなテーマになっておりましたけれども、ここでは就職に向けたサポートや就職に結びつくような支援を行っている状況で、就労継続支援B型では、就職に向けた体力づくりや様々な作業訓練を行っているところであります。今年度、六日町地域においてさらに新たな職種に取り組む事業所の開所を現在、見込んでおりまして、これらによりましてより多くの方から利用いただける体制を整備していきたいと考えております。

また、令和元年度に障がいのある方に実施しました障がい者計画のアンケートというのがあります。障がい者の就労支援として必要なこと、この設問に対して、企業や職員が障がい者への理解があることというふうに回答した方が50%を越えています。仕事を継続する上で、企業またその同僚の方々が障がいに対する理解があるということは大変重要ですので、継続した就労が確保できるように就労定着支援のサービスによって、一般企業に就職された方の就職後のサポートを行ってまいりたいと考えております。福祉サービスは企業とのミスマッチなどを何とか減らしていくという取組で、平成30年から開始となっております、着実に実績を伸ばしているものと思いますが、まだまだこれからということで認識していますので、頑張ったいと考えております。

市としては、就労継続支援B型事業所の方々と協力しまして、様々な仕事を体験していただけるように、多岐にわたる仕事を事業所に依頼を市からしています。作業に取り組んでいただいているところです。

今後も、昨日もお話ししましたが、南魚沼市自立支援協議会また関係機関と連携して、障

がいのある方が希望された就労先に何とか結びついていけるように、取組を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

4番目の質問にお答えします。市民が利用しやすく、併せて職員も仕事がしやすい環境ということで、本庁舎の整備計画はというお尋ねであります。恐らく私の記憶している中で、合併以来10数年、長きにわたっていますが、この中で本庁舎の整備のことに言及された一般質問というのは、今日が初めてではないかと私は思うのですけれども、記憶が違っていたら申し訳なのですが、非常に大きなテーマだと思っています。市長に就任した後も、本庁舎の整備更新については、やがてはそういうことも議論していただく必要があるという感覚は、思いはずっとありましたが、これに本腰を入れて検討はまだ当然しておりませんし、してきませんでした。

しかしながら、本庁舎の現状をちょっと申し上げますと、昭和54年に建設されております。平成20年の耐震改修を経まして、現在43歳。43年が経過しています。空調設備や給排水設備の老朽化は非常に大きいものがあります。電気設備の改修・増強など内部設備の大きな改修を行わなければならない状況が発生してきています。

このほか議員の皆さんもお分かりだと思いますが、駐車場の不足、これは圧倒的な不足です。そして、会議室の不足。合併後は3つの町が集まったわけなので、それぞれの庁舎があって、そして合併後の様々な地域格差をなくすとか様々なテーマがあった。そのときには、今のセンターになっているところが非常にもっと大きな存在であった。今ちょっとそれを縮小しているわけです。というのは、本庁舎に機能が集中してきているというふうに考えていただければ分かるわけです。

この中で、当初はまだ緩やかであった駐車場の不足感、そして会議室の不足感というのは、今は誠に顕著になっています。これは問題として抱えています。とは申し上げても、行政庁舎としての行政サービスの向上には、来庁者用の駐車場の確保も一つですが、様々ありますけれども、なかなかほかにも山積している課題に取り組んでいく中で、最優先課題として項目としてこれを検討するにはまだまだということが、現在まで続いてきているという状況だと思っています。

しかしながら、こういう本庁舎が抱えている諸問題もありますし、加えまして庁舎のこの状況で果たして市民サービスの向上、そして市の将来の発展、飛躍に向かっていくという様々な観点。加えて防災の拠点という観点。これらにつきましては、ここで考えを始めなければいけないというふうに思っています。議員からの今日の一般質問を受けまして、言葉はちょっと大げさですが、これまでは内に秘めたそういう思いもやはりオープンにして、他の公共施設の統廃合、また効率化の問題こういったものと加えて、例えば医療・福祉の施設、体育施設、学校施設の再利用の問題等々、統合等もあるわけですが、この更新と併せてやはり庁舎もそこに入れ込んで、総合的に将来の青写真を描いていかなければならないと考えているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日は本議会が行われていますが、今、職員も、ほかの庁舎に来庁される方もいます。駐

車場はそうなるとその都度、全部、河原に持っていか、市民会館に行ってくるか、ララの駐車場になるか。そういうことで、日々、対応を細やかにやりながら、実は確保している。

加えまして、冬の時期はそれがさらに困難になる。職員のトップとして、つかさどる人間として、本当に申し訳なく思っている私もいるということも含めて、今日はちょっと披瀝もさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

今ほど市長より答弁をいただきましたので、それに基づきまして再質問をさせていただきたいと思っております。まず、マイナンバーカードにつきましては、現在、南魚沼市は38.9%の交付率でございますが、ある意味、皆さんに頑張ってもらっていただきまして、県内でいきますと20市内の中では6番目に位置しております。

また、そもそも新潟県の交付率が全国で下から3番目というところの中でいきますと、非常に南魚沼市としては頑張っているほうかなというところでございます。その中でも、宮崎県の都城ですと78.6%の交付率ということで、頑張ってもらってもさらに倍以上、交付が進んでいるところもございます。

そういう意味で、先ほど答弁にもありましたとおり、端末や電話回線を増やしたり、職員を増員したり、あるいはナイト窓口、あるいは日曜、休日窓口等々でかなり頑張っているところは本当に分かっております。その中で、出張申請ということで、非常に行政では珍しく攻めの姿勢を見せていただいて、取組をしているところなのですが、先ほどの答弁の中だと26か所で開催していただきまして、どのくらいの皆さんが登録されたか分かりましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

ありがとうございます。どのくらい攻められたかについて、担当のほうから答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 市民サービス向上に向けた取組について

昨年度に延べ26回なのですけれども、そこで248人が実績でございました。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

26か所で大体平均10名ぐらいということで、恐らくもう少し効率よく多く集めたいというところがございますが、なかなか一気に集められないかと思うのです。そういう中で、例えば企業さんと協力しまして、例えば商業施設の中に申請ブースをつくりながら、来館来場していただく方々に向けてPRをするとか、あるいは各いろいろな協会がありまして、この

時期だとかなり総会が進んでいると思うのです。その中で、受付のところで窓口をつくったりとか、あるいは申請用紙を配るとか、そういった企業との連携をしているか。企業の出張申請をしていただいたと思うのですが、そういう意味でまたさらに新たな切り口として、そういった連携はどうかと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

そういうことも考えているとは思いますが、担当のほうから少し意気込みも含めて答弁してもらいますのでよろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 市民サービス向上に向けた取組について

ありがとうございます。商業施設につきましては、イオンのほうに新型コロナ前になるのですが、度々行かせていただいておりますが、やはりいろいろな行政区さんも、企業さんもそうなのですけれども、新型コロナになってからはどうしても出かけて行きづらくなって、私どものほうでもちょっとなかなか連絡が取りづらかったというところもございます。

これからぜひ、一生懸命やりたいと思いますし、先ほどの1か所10人ぐらいというのが、私どもも効率がよくてよいのですけれども、それこそ先ほど触れていただきました大先進地である都城とか、ああいうところの実績などを見ておきますと、かなり少人数の対象でも積極的に出かけていって、細やかにやっているというのが実績につながっているということを押見しております。私どもも人数、効率に関わらず、何とか出かけていきたいというふうに意気込んでおります。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

先進地ですと、ここまでするのかと思うのですが、職員の皆さんがゆるキャラをかぶって登場して、そこで子供たちを呼び込んでやったりしている等々を聞きますけれども、イオンのほうでされているということですので。もう一つ携帯ショップなどは、結構待ち時間が長いものですから、そういうところも自分で座りながら空いている時間にどうかななどと思ったことがありますので、また参考にさせていただければと思うのです。

さらに民間ばかりではなくて、例えば介護施設に入居されている方々、あるいは税務署も今はe-Taxで電子申請に変わってきておりますので、当然マイナンバーカードを普及させたほうがいいと思っています。そういった意味で、確定申告の会場だとか。ハローワークはさっき出ましたけれども、雇用の受給説明会に申請用紙と一緒に配るとか、また、今後どうなるか分からないですけれども、免許センターの申請に際しても空いている時間がございますので、そういった部分。あるいはこれから始まる健康診断、あるいはこの前、開催された成人式などでブースを出したりとか、あるいは用紙を配ったりとか、様々、官官連携も非常に大事になってくると思うのですが、そういったところは、今やったことはあるかどうか

お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

大変、参考になるところをお話しいただきました。これにつきましても、担当のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 市民サービス向上に向けた取組について

私どものほうで一番実績で持っているのは、確定申告会場。こちらのほうには11回行かせていただきました。そこでもかなり多くの方に申請をいただきました。やはり今、触れていただいたような、人が集まってかつ待ち時間があるようなところというのは、大変狙い目だと思いますので、先日来も、もっといいところはないかということも課内でも相談しております。

介護施設の関係などはやはり、それこそ新型コロナの関係で身内の方も行けないぐらいの状態でしたので、これからなのかなと思っておりますし、免許などの関係もこれからちょっと打診してみたいかなと思っております。今、お話しいただいたものについて、ちょうどこちらのほうでも話を出し始めているところですので、ぜひ、進めてまいりたいと考えております。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

大変頑張っているところがございますが、そもそもカードの魅力というのは、先ほどの市長の答弁の中にありましたけれども、カードの魅力向上ということで、今後、市の独自として魅力を上げる取組みたいのは考えられているかどうかということなのですが、マイナンバーカードのICチップの空いている場所とか、公的個人認証の部分のマイキ一部分ですね、そういったところを活用して、行政の効率化とか地域経済の活性化につなげられるということで、総務省よりホームページを開くとそういうのが書いてあるのです。

その中である意味先進事例からしますと、金融機関の協力を得ながら定期金利の金利アップだとか、子育て応援ローンの金利を下げるとか。あるいは商店街のポイントをナンバーカードに貯められる仕組みにするとか、あるいは市民のボランティアそういった部分の健康ポイントも含めてそれをマイナンバーに付与させていくとか。様々な使い方があって、また、母子手帳の電子化ということでマイナンバーカードを使いながら、そこに健康診断等々、接種も全部記録されていかれるという仕組みもできるらしいです。

そういったところのアプリを使って、子育て応援をする飲食店を募集して、そのアプリの中から子供のランチサービスだとか、様々そういった部分で活用していけると思うのです。そういったものを今現在、取組を考え始めているかどうかお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

そもそも健康ポイント的なそれもあるし、1枚に集約されている姿というのが、自分はや
はりものぐさなのかもしれませんけれども、すごくそう思っているのです。

アメリカに住んでいる方から、この間ちょっとお聞きした話だと、アメリカのナンバーは、
自分の番号というのが10桁あるそうです。ほとんどの人はそれを全部暗記しているとい
うぐらい、社会生活において全て書かされたり、もう身分証明で最たるものだというのがある
そうで、がゆえにアメリカの例えばワクチン接種の物すごいスピード感とか、それから給付
の形のすごい早さとか、我々が混乱していたあのときに、これほど違うかと思わされたとこ
ろもありましたよね。そういうことも含めて、そういうところを目指していくのだろうし、
今ほどお話があったところについては、思いとしてはずっと一緒です。担当者も今そういう
ことも含めて、いろいろ考えていきたいと。まだそこまでいっていないのかなという思いも
ありますが、そういうふうに進めていければと思います。非常によい提案をいただいてあり
がとうございます。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

ぜひ、期待しております。続きまして、うおぬま・米ねっこのほうでございしますが、こちら
魚沼圏域の中で30%以上の加入が目標になっているところ、現在、南魚沼市は21.7%とい
うこととございします。これは十日町市、湯沢町、津南町とほとんど同じぐらいの数字でありま
すが、魚沼市だけ36.6%ということで非常に高い数値になっております。ただ、10代あるい
は20歳から64歳の加入率は、南魚沼市も魚沼市もほぼ一緒なところで、実は65歳以上で南
魚沼市は38.8%、魚沼市の加入率は65歳以上が68%ということで、65歳以上の加入者、一
番この米ねっこの活用をしていただきたいその年齢の方々を増やしていく取組などは今まで
してきたかどうかをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

これにつきましても、お話のとおりなのです。担当の部もしくは課長のほうから答えても
らうことにしますのでよろしくをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 市民サービス向上に向けた取組について

ただいまのご質問ですが、65歳以上の加入率が非常に差が出ているということですがけれど
も、先ほどの市長の答弁でもありましたとおり、私どもでは今後ですが介護の関係で、該当
年齢が大体そういう年齢に近い方がおりますので、そういう方にこれから積極的な声かけを
していきたいと、そのように思っております。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

これはできるかどうか、ちょっと私も確認はしていないのですが、米ねっかが2年後にシ
ステム更新を迎えるのですけれども、マイナンバーカードとひもづけというのはできるのか

どうか。できるのであれば、一緒にマイナンバーも進めるし、米ねっとも進めて同時のほうがより効率的かなと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

地域の問題もありますが、国はそういうような方針なのです。さっきの答えにちょっとかぶりますけれども、やはりそういうふうにしていくこと、それがメリット感だったり、効率化だったり、そこを目指さなければ意味がないと思うので、これについては担当しているほうもそういう気持ちも持ちながら、今、検討していると思います。多分、同じような答えになると思いますのでよろしくお願ひします。そこを目指すべきだと思っています。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

ぜひ、マイナンバーカードの申請用紙と一緒に、米ねっとの申請用紙も。また、米ねっこのほうがより加入のメリットというのがあまり理解されていないので、そういった部分を記載していただくと非常にいいかなと。書いてはあると思うのですが、もう少し分かりやすくしていただくといいのかなと思います。

米ねっつを進めるということで、いわゆるいろいろなデータが入っていて、緊急時とか急変時などに各病院どこに行かれても分かるという意味で、非常に助かる部分もありますし、そういった検査の待ち時間だとか経費の負担が抑えられるということは、非常に住民にとってもいいですし、また、自治体にとっても負担の軽減になると思いますので、ぜひこの医療資源を有効活用していただければと思っております。

続きまして3番目、障がい者の就労支援でございます。先ほど、雇用率が2.25%で全国においても県においても非常に高い数字ということで、非常に安心しているところでございます。ただ、市長がおっしゃってございましたけれども、企業側としましては、例えば障がいがある方との接し方だとか、あるいは来たときの職場の環境だとか、どんな仕事ができるのだろうかとかいろいろな部分で、不安なる先入観があったりします。

また、ハローワークだけで就労支援というのものなかなか担うのは無理があったりとか、総合支援学校の進路指導で賄ってもなかなか無理があるところがあります。そういう意味で第6期の障がい福祉計画の中にありますけれども、サービス提供の体制を整えるという部分が書かれております。そういう意味で障がい者の雇用支援みたいな形で、福祉とか教育だとか、あるいは地域のネットワークとか地域のボランティアとか、そういった関係者が一緒になった組織というのは、今現在あるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市民サービス向上に向けた取組について

今の質問のほうについては、担当の部長か課長に答えてもらいます。最近、民間の方がそういう施設でなくても非常に雇用を積極的にやりたいというお申入れが、動きを私に伝えてくる方もいたり、本当にすばらしいまた、環境、様々な障がいについてはみんなで協議して、

そういうことを突破していく社会をつくろうという動きが出てきているのも感じておりまして、すばらしいなと思っています。

今ほどの答えにつきましては、担当のほうから答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 市民サービス向上に向けた取組について

ただいまのご質問ですけれども、いろいろな関係機関による検討の場ですね、協議の場、こちらを設けてあります。先ほど、市長の答弁の中にもありました南魚沼市の自立支援協議会ですとか、そういうところもありますし、あと事業所の協議会、様々なところと連携しております。あと、福祉分野でもそうですし、介護——ここではちょっと質問にはなかったのですけれども、子育てですとかそういうところとも、幅広く連携しておりますので、そういうところと情報を共有しながらサポートしております。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

そういった組織があるというのは、非常に大事だなと思っております。単に、就労をあっせんすればいいとか、あるいは法定の雇用率をクリアすればいいというだけではなくて、やはり障がい者の就労を継続してずっと続けていける体制を整えるためには、そういった協議会を通しながら伴走的に、特に企業の方々が入れられてもなかなかうまくいかないという部分もあるので、そういった伴走的な支援を期待しているところでございます。

続きまして、本庁舎の整備計画ということでございますが、先ほど昭和54年に造られた建物というところで、途中で耐震の検査もしているのですが、現在そういった建物の躯体とか、内外装とか、あるいは屋上の防水等の劣化等々で、今後の補修とか更新的なスケジュールみたいなのがありましたら、教えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 市民サービス向上に向けた取組について

スケジュールについては……後ろで首を振っております、ちょっとそういうきちんとした計画みたいなスケジュールはございません。今ほどよくお調べでありありがとうございます、いろいろなところが傷んだりして、そういうことがあって、その場の対応をしているというようなところに近い状況です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

今後の計画というところだと思います。先ほど障がい者のお話をしましたが、本庁舎へのバリアフリーの対応というところで、スロープはあるのですが駐車場からのアプローチだとか、あるいはトイレの部分が非常に心配になっているのですが、その辺の対応というのはどんな感じになっているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 1 市民サービス向上に向けた取組について

今ほどのご指摘の2つ、駐車場からのアプローチとか地盤沈下で玄関が上がっているのです。あれは地盤沈下ですから。そういうことも含めて、そこにすりつけをやってなだらかにしていこうとか、苦肉の策というか対処療法というか、そういうことをやっております。

トイレはいじりたくてもなかなかいじれない構造上の問題とかがありまして、ただ、表記についてはこの間、今度見てもらえば分かりますが、ちょっと変えました。それは本当にささやかなところですが、直したくてもなかなか直せないという状況も今あるということも現実だと思います。

そして、やはりみんなの中に黙ってはいませんが、やがてそう——どの先か分かりませんが、やはりこの庁舎もそろそろという気持ちが当然ありながら、それよりも——庁舎は市民の皆さんがいらっしゃるのだからちゃんとやらなければならないのですが、それ以上にほかのところをちょっとやらなければならないのではないかという、そういう高邁とは言いませんが、高い気持ちも持って、職員みんなやっている。これはでも利用されるのは市民の皆さんもありますから、簡単に言えませんけれども、そういうことでやっているかなというところ。本当は直したいところばかりです。

○議長 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1 市民サービス向上に向けた取組について

市長の思いが伝わってくるのですが、住民の利用のしやすさもあるのですけれども、対応する職員の環境というのやはり整えなくてはいけないと思うのです。駐車場の問題が先ほどありましたし、様々な庁舎内のそういった工夫というところも本当に頑張っていると思うのですが、職員もやはり生活等々がございまして、やはり車で来て、昼間の用事もあったりとか、あるいは子供の用事もあったりとか、いろいろな様々なものがあるので、やはり車で出勤できるような体制も必要です。

また、空調関係も非常に大変なのです。暑かったり、つけると涼しすぎたりするのですが、一応、労働安全衛生法に定められている中で、気温が何度とか湿度が何パーセントとか、あるいは職員の人数に合わせたそういう・・・数がこのぐらいという形で、いろいろな部分で決まりがあるものですから、そういった部分もやはり今後、考えていかなければいけないかなというのがあります。

あと、庁舎が分散していることによって、市民が手続があっちに行ったりこっちに行ったりにもなったりとか、あるいは職員がそこに移動したり、そういった意味での効率とか利便性という部分がやはり足りないのかなという部分もあると思います。また、中心市街地にあるものですから、市民の交流の場みたいなものもつくりながら、この中心市街地を盛り上げるという部分も必要になってくると思いますので、ぜひとも本腰を今後入れながら、計画をつくっていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

2 南魚沼市のまつりについて

それでは、大項目2番目に移らせていただきます。南魚沼市のまつりについてでございます。

す。今年も残念ながら南魚沼市兼続公まつりが中止となりました。また今後、南魚沼市のまつりであった兼続公まつりや、南魚沼市雪まつり、その在り方や今後の方向性について、市長の考えがございましたらお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市のまつりについて

それでは、目黒議員の大項目 2 番目のご質問に答えます。まつりについてであります。兼続公まつりのことをお話だと。この 1 点で、まつりのことだけでよろしいですか……（「市のまつり。兼続公まつり、雪まつりだったり」と叫ぶ者あり）雪まつりもいろいろコロナ禍でもあったということもありますが、大変なことです。2 年続けての新型コロナウイルス感染症の拡大のため、兼続公まつりも、また雪まつりについても、本来のほうのところはなかなかできないということになってきました。今回、今年度についても実行委員会総会というのでしょうか、総会にお諮りしたところ、お六流しや露店の立ち並び、またみこしなどの人との距離が十分に保てない内容も多くあるということから、中止が決定されたというふうになっているところであります。

多方面からの要望や意見をいただいた中で、六日町の兼続公まつり絡みのことで言うと、大煙火大会。これが 7 月 18 日に開催することになったと。有志の皆さんについては、本当に頑張りに感謝申し上げたいと思っています。3 年ぶりの花火大会ということだと思いますので、秘めていた思いを爆発させるような花火大会になるのではなかろうかということで、本当に期待しているところであります。

昨年度から、地域や関係行政区と今後の兼続公まつりの在り方について協議を進めてきているという状況です。平成 20 年から開催されてきた兼続公まつりも 10 年以上が経過しました。残念ながらかつてのような観光誘客が今なかなか、期待したいけれどもそこまでいかないというところが実態。そして加えてこの新型コロナでありました。

雪まつりではありますが、開催が中止となってきているところです。同じ流れとなっっています。しかしながら、雪まつりについては今回、オンライン配信と花火とを組み合わせ、音楽ライブイベントが、雪あかりのナイトジャンボリーで行われたり——雪まつりのこと、2 つあったはずなのです。そして、銭淵公園でのヒカリの遊園地、イルミネーションイベント。行きましたが、非常にすばらしいものでした。こういったものがありまして、新しい動きも生まれてきているということです。

加えまして、やはり六日町の市街地というか、旧六日町の地域の皆さんにつきましては、大分代替わりとか、雪まつりの本来は、そういう皆さんの有志から始まっているお祭りが、当時、六日町に行政にも引き継がれ、一緒にやってきたはずなのです。そして夏祭りは神社がやはり存在してお祭りがあるというスタイルですから、八坂様の本当に氏子範囲としてのお祭りの部分と、そして当時の六日町のそういうイベントとしてのお祭りが相一緒になって発展してきた、そういう歴史があると思うのです。

これらのところが、今これから、さてどうするかというところ。後半、非常にそういう問

題も抱えながらだったと思いますが、盛り上がっていったのはやはり約10年前の天地人のブーム、そこにおける兼続公まつりの位置づけがあって、本来もうちょっと前にそういう問題化があったのかもしれないけれども、非常にその辺の部分で推移してきたというのは、これが実態ではなかろうかと私は思っています。

この辺のところで、さりとてお祭りというのは、やはりそこにいる人たちが本当に楽しむ、または自分たちの文化とか地域性を継続しようという熱意とか、そういったことが相まってやはりなっていくものだと私は思っています、市がやる部分についてはこれまでも、自分が就任後、そういうことも現地の皆さんにお話をしてきたのですが、やはり例えば六日町のお祭りであれば、神事というか要するに地域のお祭り。一番ちょっとやるのは神社、その氏子の皆さんを含めた、塩沢だって住吉様でありますし、ほかの地区でもそうですね。

こういったこととは、やはりある程度、線を引きながら、しかし誘客も含めたイベント性のあるもの、市をアピールできるものとか、それも含めて市民が楽しめるもの。こういった位置づけで進めていかなければならないというふうに思っていました、今その議論が言葉はちょっと失礼かもしれませんが、なかなか乾かない部分がありながら、少しみんなでもやもやした思いを持ちながら、今、進んでいるのが現状ではなかろうかと私は思います。そういう声も聞きますし、しかし主体性がどこにあるかという話をすると、自信を持って胸を張る人はなかなか多くはない。この辺が実態だと思っています、この辺のところをどう考えていくかということだと思います。

今、新型コロナで今回、中止ということでしょうが、今後その辺のところをよくよくみんな考えて、私としては外せないのは先ほど言った本来の集落というか地域のお祭り、市として立つのはそういう立ち位置を持たないと、やはり多くの市民に理解してもらうことは、なかなかできないというふうにも考えている。その辺のところをこの間、また逆に言えば時間をいただいたということも含めて、きちんとやっていく必要があるのではなかろうかと思えます。まずはしかし、地域の皆さんの熱意を先に感じながら仕事をしたいと私は思っている次第です。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 南魚沼市のまつりについて

市長の答弁のとおりで、時代も変わってきておりますし、人も変わってきております。来る方々の流れも変わってきているので、いろいろな部分での改革というのは必要になってくると思うのです。変えるものは変えなくてはいけないし、残すものはきちんと伝統で残していかなければいけないという部分で、そういったところがあってもやもやしている部分と、兼続公まつりと六日町まつりというのが融合されていて、その切り離し、きちんと分けて考えなければいけないところが一緒にだらだら進んでいった部分もあったと思うのです。

そういう中で、先ほどちょうど市長が触れたのであれですが、今回の兼続公まつりの実行委員会の総会でそうなったという形とおっしゃってございましたけれども、実際のところ大事

なことを決める総会が書面決議だったりとか、4月の末に書面決議が来る。4月の末になると蔓延防止の措置も終わっているところでございますし、実行副委員長が六日町観光協会長、六日町商工会会長なのですが、そちらのほうにも一言も相談もなく、その決議がされたというところがあって、非常にそういう部分でもしかしたら市として違う物の考えがあって、そういう形にしたのかなというところがあったので。

そうすると、先ほど言っている市長の答弁とちょっと食い違うのかというところがあるのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市のまつりについて

この件については、私もそういうことを後で、今お話しされた皆さんから聞いているのです。一般質問でこういうことをやり取りするのが果たしてどうかと私はちょっと思いますが、この経緯をちゃんと分かっているのは……多分分かっていると思うので、担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。

しかしながら、そうは言っても、そこをでは巻き返して頑張っていこうとか。一つだけ聞いていると、何か非常に実行委員会側が非常に悪くてみたいに聞こえてしまうところがないですか。私はそういうふうには聞こえているので、やはり双方の言い分もあって非常にちょっと微妙なデリケートな問題かなという気がします。ちょっと答弁してもらいます。経過とかをお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 南魚沼市のまつりについて

我々行政からの考え方というわけではなくて、経過をお話いたしますと、これについては2年間新型コロナがあった中で実際に祭りの在り方が、地元と実行委員会——実行委員会だと市全体になると思うのですけれども、そこの間で考え方というのがやはり温度差があったりして、そういうものは議論していたところです。

今回のこれにつきましては、書面決議というのを4月に出していますけれども、実行委員会のほうではそれ以前に、関係している行政区さんのほうに、実際やっっているかどうかという地域の意見を取りまとめてくれというアンケートを行いました。そのアンケートを13行政区にやらせていただいて、1行政区だけがコロナ禍に、新型コロナの予防に配慮した中でやってもいいのではないかとということですが、ただほかの行政区さんが今回こういう状況なので、ちょっとそこについては中止という意見のアンケートだったと。

それを踏まえた中で、実行委員会のほうで書面決議に持っていったということですがけれども、ただ、実行委員会の中で副実行委員長の例えば商工会長さん、それから六日町観光協会長さんのほうにご相談がなかった。それは実行委員会内の話ですので、我々もちょっと知らない話です。ただ、そこについては当然、3役であったりいろいろな関係がありますので、まずそこに諮った上でそういう進め方をすべきだったとは考えています。

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 南魚沼市のまつりについて

質問がもしご無礼があったらあれですが、市のほうである程度の今後の祭りの在り方があったのかなと思ったので確認をさせていただきました。実行委員会なら実行委員会の問題ですからそれはいいのですが、何か大きな今後のビジョンがあってそういった形にしたのかなと思ったので、確認をさせていただきました。

上越の謙信公祭、今年で95回を迎えるのですが、こちらのほうはコロナ禍も中止せず、戦前も戦中もずっと続いてきたお祭りですが、出だしは当時の高田市長がどうしても謙信公の軍人としての精神性だけではなくて、やはり人間性という価値観をたたえる祭りということで、それで長く続いてきたということは聞かされております。

そういう意味で、新型コロナ前に市長のほうで戦国絵巻をさせていただきましたが、そういった形で謙信公をたたえるそのようなお祭りというのは、いろいろな部分で材料はたくさんあると思うのです。何年か前でも2回ぐらい武者行列等々もかなりの人が集まって見ていただいたりしたこともありますし、そういった部分を通しながら、兼続公というところをもう少し、せつかく全国に知れ渡ってきておりますので、それを利用したような観光戦略というのも方策の一つかなと思います。市を挙げてのお祭りというのは、市民にとっても観光客にとっても非常に起爆剤になると思いますので、ぜひとも今後、検討していただければなと思います。

以上で終わりにさせていただきます。

○議 長 以上で、目黒哲也君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を10時40分といたします。

[午前10時28分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時40分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位12番、議席番号5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問を行っていきたいと思います。本日は大項目の2点でお願いしたいと思っています。

1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

まず壇上からは、大項目の1点目、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組についてです。コミュニティ・スクールは学校運営協議会制度の導入が、これが絶対条件になるわけですけれども、平成29年3月の法改正によりまして、教育委員会に対して学校運営協議会の設置が努力義務とされ、全国の学校でこの取組が進められることとなりました。

県内においても、公立の全小・中・特別支援学校のおよそ半数が既に導入済みという状況になっています。南魚沼市でも今年度から統合となった石打小学校をモデル校として、実施

に向けた取組が進められています。国はこのコミュニティ・スクールの導入により、学校と地域の組織的な連携、協力して働く協働体制の継続が可能となり、地域と学校が目標とビジョンを共有でき、そして学校運営の基本方針の承認を通して、地域住民も当事者意識を持ち、役割分担による連携や協働体制ができるとしています。

そして、このことによって、保護者の学校や地域に対する理解が今まで以上に深まり、保護者同士や地域の人々との人間関係が構築されて、加えて地域では学校を中心とした地域ネットワークが形成されることで、地域の課題解決につながり、さらには教職員も地域の人々の理解と協力を得た学校運営により、今まで以上に子供たちと向き合う時間が確保できるとしています。

確かに、国が示すこのコミュニティ・スクール制度の体制が、国のマニュアルどおりに整備されれば、子供たちにとっても学びや体験学習等の教育環境の充実、生きる力や思いやる心、そして自覚の高まり等にもつながり、学校を核とした地域社会の構築による地域人材の活用も進み、教職員の多忙化解消にも寄与するなど、様々な成果が期待されるようです。

しかし、一方ではコミュニティ・スクールの導入に向けた組織体制の整備や、これまでになかった学校と地域の関係づくりなど、多くの難しい取組も必要となることから、これらの事務的負担も含めたサポート体制が重要と考えます。そこでお伺いしたいと思います。

まず、小項目の1点目。モデル校での取組状況やコミュニティ・スクール導入に向けた今現在、認識しておられる課題等についてあったら伺いたいと思います。

次に小項目の2点目。コミュニティ・スクールの導入には、教職員の多忙化解消も含め、教育委員会が中心となった指導体制の充実が重要だというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

壇上からは、以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

コミュニティ・スクールの導入に向けた取組についてであります。1番、2番共におおむね教育長からの答弁がふさわしいと思いますので、教育長からの答弁にさせていただきます。その上で、市長の見解というふうであれば、お答えする用意もありますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

それでは、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について。まずはじめのモデル校での取組状況やコミュニティ・スクール導入に向けた課題等についてお答えしたいと思います。

市立学校では、総合支援学校が平成30年、統合石打小学校が先ほどのお話のように令和4年度よりコミュニティ・スクール導入をしております。石打小学校では導入間もないということもあり目立った取組はございませんが、これまでの統合協議会の中で学校運営協議会もスムーズに立ち上がっており、今後、学校と地域との連携が深まっていくことを期待しているところでもあります。また、総合支援学校ではMSGフェスタやMSGカフェなどの教育活動に地域の皆様からも参画・協力いただき、町なかにある利点を生かした大変特色のある活動を進めているところでもあります。ここ数年はコロナ禍により活動の自粛や縮小などがありまして進まない点もございますが、今後も地域とともにある学校として連携を進めてまいります。

市立学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた課題については、導入の周知や学校運営協議会の組織づくりなどの準備を着実に進めていくということでもあります。既に保護者の皆様に学校だよりなどで令和5年度からのコミュニティ・スクールの導入をお知らせしている学校もあります。市では、7月1日発行の市報みなみ魚沼にコミュニティ・スクール導入の記事を掲載して、市民への周知を図ります。あわせて、同時期に保護者の皆様に学校を通じて導入のお知らせを配布したいと考えております。今後、学校において学校運営協議会の構成を決定し、委員の推薦を進めていくこととなります。そこに公平性や中立性に配慮することを大事にしながら、現在の学校評議員など、意欲のある地域の方々から担っていただきたいと考えております。

一方、コミュニティ・スクールの導入が教職員の負担増とならないように十分配慮が必要ですので、教育委員会におきましても学校への適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

2つ目のコミュニティ・スクールの導入には、教職員の多忙化解消も含め、教育委員会が中心となった指導体制の充実が重要だと思いがについてお答えいたします。

地域、社会の変化により、子供たちを取り巻く環境や課題も複雑化、多様化しております。コミュニティ・スクールを導入する目的は、学校と地域がこれまで以上に力を合わせ、地域の未来を担う子供たちを育てていくことにあります。そのために、学校運営協議会には一定の権限が付与され、校長が作成する学校運営の基本方針の承認や、学校運営について意見を述べるすることができます。

一方で、コミュニティ・スクールの導入により教職員の負担が増すということは避けなければなりません。そのために、各学校が見通しを持って取り組めるように、教育委員会が全体の導入スケジュールを作成し、各学校と協議しながら準備を進めてまいります。また、研修や情報交換など学校の取組の事例を情報共有できる機会を設け、コミュニティ・スクールの円滑な定着に努めてまいりたいと考えております。

また、導入後は委員の意見を聞きながら、当面、現状の活動を継続することにより、地域との体制づくりを確かなものにするように進めながら、新たな活動に段階的に取り組んでいく予定であります。急がないということです。急ぎ過ぎないということです。

学校運営協議会は法律に基づき、教育委員会が設置し、委員を任命することになっております。地域と学校の連携が持続可能な仕組みとなるように、教育委員会が体制を整えながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

ありがとうございました。教育委員会としてまずは体制を整備して、そういう意味では仏像を作ってあとから魂を入れるといたしますか、少しずつ一步一步着実に急ぎ過ぎないように進めていくということで、本当にそういった進め方、これ以外にやはりないのだろうというふうには思っています。取組を進めていく中で、一番やはり核になる、という言い方はおかしいですけども、大変になってくるのは、やはり地域との連携、つながりといいますか、地域総がかりの体制をどうつくっていくかということなのだろうと思います。

まずは、そういう意味では地域協議会を立ち上げて、そこから議論を始めていくということになりますし、もう一つは、今、教育委員会でもつくっています学校支援地域本部でしょうか、ここにコーディネーターの方を配置して、基本的には各校1人が多いようですけども、複数おられる学校もあるようですが、今この方たちの導入に向けた研修会といたしますか、そういったのも取り組まれているように思います。

ただ、ここの地域支援本部と学校支援地域本部の体制ですけども、なかなかコーディネーターの方が今後の将来を見据えてこの人数の体制でやっていけるのかどうか。これらもちよっと心配しているところですけども、今ほど、進める中で広報ですとか学校からの通知ですとか、今後、教育委員会からもというお話をいただきました。石打ではもう既に取組が動き出しているわけですし、そういう意味では紙ベース、まずはそこから始めていく。これは本当に理解できるのですけれども、地域の方々が本当に内容を理解するというか、受け入れていただいて学校を支えてくれる。一緒になって地域や子供たちの教育を自分のものとして進めてくれる。そういう体制というのは、並大抵のことではないと思うのです。

ですから、そういった広報活動も大事ですけども、保護者や地域住民にどうこのコミュニティ・スクール、ここの運営も含めてご理解、周知していくかというのは、なかなかチラシや広報だけでは難しいというふうに思っているのですけれども、石打の地域、まずその辺がどうやっているのか。今そこで先進でやっているわけですけども、その辺の事例ですとか、今後、全市内に導入していくときに、どのような形でその辺に取り組んでいかれるおつもりなのか。もし、今現在のお考えですとか計画等があれば、教えていただきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

議員がご指摘されましたように、運営協議会の設立とあわせて学校支援地域本部、今はそれを地域学校協働本部という名前に名称を変更して取り組んでいるところであります。その

2つの組織を核としながら進めていくことが、非常に大事な活動であります。

それをどのように周知していくということですが、議員がご指摘のとおりには紙を中心とした広報が主であります。それはなぜかと申しますと、コロナ禍におきまして、PTA総会や学習参観などの保護者の方々が学校に訪れていただくという機会が極めて限られてしましまして、十分な直接の説明ができないところであります。

そこで、周知や理解をしていただくことについてどのようにするかであります。これは実際に紙ベースでお知らせをすることは土台として大切ですが、例えば運動会や学習発表会、あるいは地域との連携した活動の中で、コーディネーターの方やボランティアの方が直接関わる活動が、徐々に多くなってきています。それを学校だよりやホームページなどで、地域の方と協力して、あるいは連携してこのような取組をしているのだよということを、徐々に知らせていくことだと考えております。

実際に各学校におきまして、これから地域とのつながり、連携は大切であるということで、様々な工夫をして発信しています。学校の発信は、地域の方が大変注目していただいています。それを繰り返すことによって徐々に、理解やああこんなこともやっているのだという新たな発見をしていただき、広げ深めていきたいと考えているところであります。まずはそのように考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

分かりました。本当に教育長が言われるように、地道で時間も含めて手間も含めてかかる取組だというふうに思っています。ただ、今後、本当に学校を地域で支える体制が重要なことだと思いますので、それらの地域や保護者だけでなく、地域住民も含めてそういった理解と、それが本当に学校を支える行動につながるような、一体となれるような取組をぜひ、そういった形で進めていただければと思います。

次に、小項目の2番のほうをお願いしたいと思います。先ほど教育長のほうから、学校現場については学校への教育委員会による適切な支援を行っている。これ以上多忙化にならないよということなのですから、適切な支援というのをちょっと具体的にどのようなことを考えておられるというか、どのような計画なのかとか、例えば今、石打ではこうやっているというようなのがもしあれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教育長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

具体的な支援の仕方ですが、まず石打小学校におきまして一番最初に行ったのが、委員の選定について学校と教育委員会において丁寧にコミュニケーションを取りながら、どのような方々を委員に選んでいくかということから始まっています。委員の選び方というところが、ここは丁寧にしなければいけないところであります。というのは、コミュニティ・スクールの導入をする土台となっているのは、学校に対して地域が連携していく、それを進

めるための組織でありますので、連携する、支援をしていくその思いのある方、そして具体的に活動ができる方を選んでいくところでもありますので、そこにつきましては最初の段階としまして、学校としっかりと協議しながら、学校の具体的な広報の方などのお名前をお聞きしながら、適任の方を進めているところ、選んできたところでもあります。

組織づくりがまず最初の段階では大事であると思います。これはしっかりとスケジュールを立てて、4月のスタートに向けてスケジュールを立てて進めたところでもありますので、先ほどから繰り返し、急がないというところは教育委員会とスケジュールを共有しながら、丁寧に組織づくりを進めてきたというところでもあります。

以上であります。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

分かりました。この取組は、もちろん最終的には学校現場が大きく関わるわけなので、教育委員会からの適切な支援も含めて取り組みいただくことはもちろんですけれども、ただ、学校現場の多忙化、ここをより多忙な状況にならないように、どうサポートしていくかという辺りも重要になると思うのです。その辺も含めて、もし今検討している事項とか、今後、計画している内容、その辺のサポートのやり方、その辺のことがありましたらちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

サポートの仕方の一番大切なことは、先ほど言いました確かなスケジュールをつくり、それに基づいて進めるということです。それとともに、コミュニティ・スクールによってどんなことができるか。あるいは先進的な取組をしている事例について紹介して、こんなやり方でやることのできるのだ。こんな地域との連携の仕方があるのだということを、具体的な事例を研修会等を通して紹介しているところでもあります。

教育委員会が紹介するというよりも、先行して取組を進めている学校からその事例を紹介していただき、その成果と、また今後の課題について共有しているというところでもあります。その情報を共有するというのが今後、進めていく上で大事だというふうに考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

本当に先進事例を把握するというのは大事だと思います。もう既に半数ぐらいの学校が導入して実際にやっているわけですので、そういった先進地事例——今まで新型コロナもあったかと思うのですが、議会などでも徐々に管外視察なども動き出していますけれども、今後、協議会の役員の皆さんですとかコーディネーターですとか、教育委員会の職員や学校の教職員方も入るかと思うのですけれども、皆さんで先進地を実際に見てくるとか、優良事例を視

察してくるとか、そういった取組というのは今、検討はなされているのでしょうか。ちょっとお聞かせをいただきたい。

○議 長 教育長。

○教育長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

今現在の段階では、先進地に直接出かけてそれを視察するというふうな計画は、まだ計画として上げておりません。まずは、様々な事例につきまして情報を収集するということと、県教育委員会とも連携しながら、県教育委員会から様々な事例を、先進的な取組を紹介していただくという形で進めたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

分かりました。そういったような情報を的確に現場に伝えていただく。そして細部については、また今、モデル校で取組を進めているわけですので、それらの取組の中での教訓とか、そういったものを全体に生かしていく。これは重要だと思います。ただ、何をするにも学校現場の負担というのは、どうしても避けては通れないというふうに私は思うのです。

例えばお隣の魚沼市などですと、コミュニティ・スクール推進員ということで、魚沼市は5ブロックあるわけですが、中学校単位にコミュニティ・スクール推進員を配置して、地域との連絡調整等も含めてコミュニティ・スクールに関する事務等を担当していただく体制をつくって4月から運用しています。経費はもちろん単費になるわけですが、これらの取組もぜひ参考にさせていただいて。これも別に常勤職員ということではなくて、お伺いすると週7時間勤務ということで、地域との連絡調整を中心に担っているそうです。別の自治体、これも実は魚沼地域なのですからちょっと話を聞くと、教務主任の方が担わざるを得なくて本当に大変になっているなどという事例もありますし、いろいろです。

そういう意味では、現場が全く関係なくて教育委員会だけで進められるという、とてもそういう問題ではないですので、そういった部分も含めて、今どうこうということではないわけですが、今後そういった部分——今そういう意味ではモデル校で取組をやっているわけですので、そういった部分とも比較しながら、今後の導入に向けてぜひ、そういった現場の多忙化といいますか、事務量の軽減、それらも含めて今後、検討を進めていただきたいというふうに思いますが、お考えを伺いたしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

現場の多忙化を増すことがないようにするということは大前提で、大事にしていくことだと思います。そこは丁寧に学校の状況を聞きながら、確実に進むようにしたいと思います。

その中で、南魚沼市の強みがございます。南魚沼市は平成20年に学校支援本部を大崎小学校に立ち上げました。はなさき本部と言われているこの学校支援本部は、市内の学校の先進的なケースとして地域と学校が共同で進むその取組をスタートいたしました。14年の歴史が

あります。それを手がかりにして、南魚沼市内には地域コーディネーターをそれぞれ任命いたしまして、地域コーディネーターの方が学校と地域とのつながりを担っていただいております。このコーディネーターの方との情報交換あるいはよりスキルアップをするなどの取組を丁寧に進むことによって、学校と地域とがうまく進めていくことができるように十分注意していきたいと思います。多忙化につきましては十分配慮いたしますので、また注視していただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 コミュニティ・スクールの導入に向けた取組について

よく分かりました。教育長のそういった姿勢と、あと、はなさき本部ですか、そういう意味では我が市にも先進事例といった部分があるそうですから、そういった部分を生かしながらずに今後、このコミュニティ・スクールの導入に取り組んでいただければと思います。

やはり国が言うように、地域と共にある学校づくりを目指して進めるわけですので、学校や家庭、そして地域で情報や課題、さらには目標やビジョンの共有、これらを実際に行う、そういう体制や内容が必要になってくるのだらうと思っています。ぜひ、教育長の強いリーダーシップにより教職員の多忙化解消も含めて、スムーズな導入が可能となるよう期待しまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

次に大項目の2点目でございます。会計年度任用職員制度の見直しの必要性についてです。

地方公務員の臨時非常勤職員は、現在、地方行政の重要な担い手となっており、これらの職員の適正な任用や勤務条件を確保することが必要だという観点から、地方自治法等の改正が行われまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が新たに導入されました。この制度の導入に当たって国は事務処理マニュアル等も示しながら、適正な導入に向けた指導を行ってきました。しかし、導入後の国の調査によりますと、制度の趣旨や任用、勤務条件の確保が十分でない自治体も認められるということで、国は公務員部長通知で適正な制度の運用を求めています。

南魚沼市においても令和元年12月議会で制度導入に向けた必要な条例の整備を行いました。このときには議会運営委員会に提出された関係条例が急遽、全部差替えになるなど、ちょっと検討不足の一面も垣間見えました。今年で施行から3年を迎えるわけですが、国の指導や県内自治体の導入状況等も考慮しながら、再検討することも必要ではないかと思いますが、伺いたいと思います。

まず、小項目の1点目です。会計年度任用職員の給与については、職務給の原則ですとか均衡の原則等にとり決定されるものと思いますけれども、南魚沼市の会計年度任用職員の期末手当の支給率は年間1.0月となっています。魚沼地域のみならず、県内でもある意味、最低水準になっているわけですが、これらについて再検討の必要があるのではないかとありますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

それでは、梅沢議員の質問に答えてまいります。大項目 2 点目の会計年度任用職員制度見直しの必要性についてです。会計年度任用職員の期末手当の支給率が、年間 1.0 月であり、魚沼地域のみならず、県内でも最低水準となっている。この再検討はというお尋ねです。

平成 29 年 5 月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって、令和 2 年度から特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用が明確化され、新たに会計年度任用職員制度が導入されました。この改正により、会計年度任用職員にも期末手当の支給が可能になったというところであります。

南魚沼市の会計年度任用職員の期末手当については、6 月と 12 月に 0.5 月分ずつ支給して、年間でお話にもありましたが、計 1.0 月分となっています。期末手当の支給率だけを見れば、県内最低水準というお話になろうかと思えます。議員の言われるとおりですが、県内でも低い水準ということになると、そのとおりだと思いますが、期末手当の支給率の決定に当たっては、会計年度任用職員の制度設計時に他の自治体によっては、財政上の理由により月の報酬額を下げ、下げた分を期末手当の支給や増額分に充てて、年間の収入額を変えないという、こういう自治体もありました。

南魚沼市ではそういう対応は取らずに、県内 20 市ありますが、県内 20 市の年間収入額を調査を当然、加えた中で、その中程度、真ん中ぐらいとなるように報酬額は下げずに期末手当の支給率を決定したというところがあります。年収面で一定の処遇改善は図られたものと考えているところであります。

いずれにしても、会計年度任用職員制度が始まって 3 年目となっています。期末手当を含めた年収額全体で、県内 20 市等の状況調査を行った中で、期末手当等の見直しも含め、今後検討していきたいと考えておりますので、またその必要もあると思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

国からの公務員部長通知にも、今、市長からお話がありましたように、単に財政的な制約のみを理由として期末手当の支給を抑制することは、法の趣旨に沿わない。今のように賃金を下げ、その分を期末手当そういった運用はそぐわないというようなことでも来ています。

会計年度任用職員の場合、うちの自治体ですと様々な職種といいますか一般職のところもあれば、うちは病院も抱えていますので、病院の様々な専門職の職種もあります。それから保育園等の職種もあります。これらについて、今、市長がおっしゃったような検討といいますか、単価と期末手当で年収を調整してやったというような過程があったのか、それでよろしいのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

担当者に答えさせますので、よろしくお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

今ほどの議員からご質問にありました件ですけれども、まず行政職の一般職をベースにして年収額で比較した中で、ベースの部分は決めておきまして、それに応じて例えばパートタイムで時間が短い方については、それに掛け率を掛けるような形になっております。ベースは一般職ということで、当初のところは考えてつくっております。

以上です。

○議長 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

分かりました。一般職をベースに設定しているということだそうですが、ベースはベースでよろしいと思うのですけれども、賃金決定の場合、例えば病院などであればもう給料表そのものが違うわけですね。一つは常勤職員との均衡を考えて設定しなさいというのが基本的なマニュアルの一つですし、また先ほどの職務給ですとかそういったものはもちろんですけれども、そこで言っているのは在勤する地域、それから地域の民間企業そして同一または類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等、十分に留意しつつ、地域の実情を踏まえて適切に決定することが必要だというふうに国は言っています。

これは導入前のマニュアルにもきちんと書いてあるのですけれども、そういうことになると基本は今おっしゃったようなことで結構だと思うのですけれども、例えば医療職をとって見た場合、県内の中等の行政職を勘案でいいのかとか、いろいろ問題があると思うのです。例えばここで言う、地域の民間企業において同一または類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準状況等、十分に留意しつつ、地域の実情を踏まえ適切に決定するとなっています。

例えばこの地域で言いますと、魚沼医療圏でいえば、導入前に基幹病院ができて、そして大勢の、あそこは公務ではありませんから、民間ですから非常勤職員ですけれども、ここで言っているように地域の民間の状況も含めて、それらを適切に判断する必要があるのだというふうに国は指導しているわけです。例えば今がそうだとすることであれば、今がおかしいとか何とかと私は言っているわけではないので、それらの状況も含めて——やはりここでまた国のちょうど総務部長通知も今年、国から入ってきて、それらの適正化を求めている時期でもありますので、それらも含めて少し検討を行うというようなことがあってもいいのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてお考えがありましたらお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

最初、私、登壇の上で話をしている制度開始3年目、検討しますという話をしていますの

で、それ以上のお答えは必要かどうかですが。それ以上のものがあつたら言ってください。職員から言われるのは分かるのだけれども……そういうことです。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

分かりました。私もぜひ、こういう状況や地域の状況がありますので、適切な見直し、そういうものの検討も必要ではないかということですので、そういうことで考えているということでもありますので、それについては了承いたしました。

次に小項目の2点目に入りたいと思います。会計年度任用職員は、そのほとんどがパートタイム職員となっています。各種職場において国の言う相当な合理的理由についての再検討も必要ではないかというふうに思います。南魚沼市においては、546 人の会計年度任用職員がいますけれども、544 人がパートタイム。フルタイムは外国語指導助手の方が1名、それから介護支援専門員の方が1名という、わずかに2名になっています。これら数の問題ではないと思いますけれども、この辺についてきちんとまた見直す必要もあるのではないかと思います。その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

お答えしたいと思いますが、私が話そうと思っている内容はもうほとんど議員が先に話しているようなところもあって、よく調べておられるなと思いますが。先ほどのことも含めて……再検討はということです。先ほどの国のほうの、公務員部長さんの通知についても非常に重く受け止めているところでありますが、非常にそういう改定については、すごく影響します。なので、検討はしますよということですが、慎重な検討が必要だと思うのです。

すみません、ちょっとイレギュラーで議長にもちょっと遮らないでもらいたいのですけれども、先ほどの質問ですが、地域の実情も捉まえて、国のほうの指導というかはそうかもしれません。しかし、議員、私は本当に思うのですけれども、地域の実態に合わせたら給料が下がるかもしれないのです。それが一般市民の多くの気持ちなのです。正直言って、私どもここに並んでいる職員も本当はそういう気持ちを持っていると思います。持っていなかったとしたらうそです。

しかしながら、国に準拠してやっていこうということは、この地域において公務員たる存在が、やはりきちんと安定したものになって、そして民間もそれに倣って、ぜひ頑張って進んでもらいたいという、こういうことが一番根底にあって、このたびの公務員部長さんの通知、こういったものもそこに私は本当の肝があると思うのです。そういうこともあるので、当該地域の問題とかという話が——先ほどもされましたが、非常にこういう議論は慎重にやらないと、私はどうかなと思っています。がゆえに、繰り返しになりますが、様々なそういうご指摘について公務員系がきちんとそれを当然、重く受け止めてやっていかなければなりません、非常に影響が大きい。そして地域の実情と合って、その中であって成り立っている我々という位置づけもある中で、慎重な検討が必要だと思うところでもあります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

時間の関係もありますのであれですが、例えば病院ですといろいろな資格の職種があります。もちろん正職員はそうですけれども、会計年度任用職員の方にも有資格者という方がおられます。また、例えば保育園についても公立保育園ですので、保育士資格がなくてもこれは会計年度任用職員に任用はできるのですけれども、中には保育士資格を持った方もおられます。それらも含めて、例えばちょっと心配しているのは、基幹病院が地域包括ケア病床を立ち上げたとき、介護支援専門員を持っておられる方を正職員採用にするというようなときに、そういった方が市民病院にも大分おられたものですから、そういった部分の手が大分足りなく、一時なったりというようなことがありました。

そういう部分では、本当に資格を持っていて、そういう有資格者の方がそれぞれの職場で会計年度任用職員で頑張っていたという実態もありまして、そういう方の本当に能力を有効に生かす、そういう意味から言ってもパートタイムとフルタイムの問題です。例えばそういった人たち、現場は手が足りていないわけですから、例えば有資格者の方については、フル活用するという意味から例えば、フルタイム任用を検討するかそういったものも含めて、今どうこうということではないですけれども、市長が言いました慎重に検討していくという中で、ぜひそれらについても慎重に検討しながら、ちょっと進めていただきたいというふうに思っていますが、お考えがありましたら伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

病院のこともお話しされていますので、議員はよくよく分かっていると思いますが、しかしこれまでそういうふうに進んできませんでしたが、病院のほうは自分で給料も決められるわけです。そういうことも分かってお話をされているかどうか。

そして、この議場でもいろいろ話をしていますが、例えばこれまで市長部局から出向してもらっている、そういう例えば庶務的なことをする、そういう役割を持った病院のほうに帰属してやっている人もいますが、これではもう成り立たなくなってきた——頑張ってくれているのですよ。しかしながら、非常に専門性が高い。様々な点数の計算とか様々ありますが、よくよくご存知だとは思いますが、そういうことについてこれからいよいよ今度、企業的な形で進めている事業をやっている病院のほうでも、こういったところに切り込んでほしいという思いから、経営のそういう新しい部署をつくって切り込んでいっているわけです。これを始めたのですよ。

そういうことの中で、本来の専門性のある職種をきちんと伸ばして差し上げたりということが大事になってくるのではないのでしょうか。みんなが一律、守られているという体制の中だけで、できない部署というのがあるわけですから、というふうに私は思います。そういう厳しさも含めて、やっていかなければならないと思っています。しかし、伸ばすところは伸

ばしてということだと思います。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 会計年度任用職員制度見直しの必要性について

ありがとうございました。今、市長のお話で、基本的には同じような方向を向いていただいているなというふうに思います。ぜひ、また新しい体制の中で、より合理的な制度運用ができるようにご検討いただければというふうに思います。

終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 13 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 傍聴者の皆様お忙しい中、議場に足を運んでくださりまして本当にありがとうございます。それでは、議長より発言を許されましたので、通告に従い一問一答方式にて大項目 2 点について質問いたします。

1 健康診断受診率向上について

まず、大項目 1 点目、健康診断受診率向上についてであります。国内で新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めて丸 2 年が過ぎました。目に見えない新たなウイルスの脅威は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。毎年、実施している住民健診に対しても当初は感染への心配の声がありました。第 2 次南魚沼市総合計画の基本施策、こころとからだの健康づくりの推進では、特定健診（国保ドック・集団健診）受診率の令和 6 年度目標は 60.0%になっており、本年度、令和 4 年度目標が 58%となっています。実績を見ますと、平成 29 年度 52.3%をピークにその後減少し、令和元年度は 51.2%です。新型コロナウイルス感染症対策により健診規模を縮小した令和 2 年度は 41.8%にまで下がっています。市民が安心して受診できる環境づくりや、健診事業の啓発、普及により早期に目標達成を目指すべきと考えます。

この 2 年間のコロナ禍で、医療従事者の激務の様子や救急車を呼んでも入院できないという病床逼迫などの全国報道は、具合が悪くなったら医療機関に診てもらえるものだと思っていたこれまでの当たり前が、そうではないのだと思い知るきっかけになり、医療と健康に関する政策の重要性がクローズアップされることにつながったと感じます。そして、どこも痛いところや苦しいところがなく、今までどおりの生活ができることのありがたさを改めて痛感する日々となりました。日頃の病気予防や健康づくりに対する関心が高まっている中だからこそ、生活習慣病予防と健康寿命延伸、がんの早期発見と重症化防止など、市民の命と健康を守るための健康診断受診率向上の取組が重要と考えます。そこで次の 4 点を伺います。

(1) 令和 3 年度は、密集しないように細かく受付時間を区切ったり、会場の外で手指消毒と検温するなど、感染防止対策を行っての集団健診で混雑することなくスムーズに受診することができました。新たな取組として、健康ポイント事業の申込条件に健診受診を入れたり、ワクチン接種事業などでスタッフ不足の中でも工夫とアイデアで受診勧奨を行ったと聞いています。そういった取組の成果はどうであったのか。令和 3 年度の健診受診率と精密検査受診率の結果と、それを踏まえた本年度の新たな取組状況を伺います。

(2) 県内でも令和元年度の特定健診受診率は45%で、国の目標値である60%を達成していません。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などで受診率は速報値ですが37.4%と低下し、受診率をいかに向上させるかが課題になっていると県の報道資料にあります。健康立県新潟をうたい、県民の健康寿命延伸のため特定健診受診率向上に取り組んでいる県とどのように連携しているか伺います。

(3) 第2期南魚沼市データヘルス計画によると、平成23年度から平成28年度は生活習慣病が増加する40から50歳代の働き盛りの特定健診受診率が低いと分析されています。急激に進む少子化で、今後の労働人口減少も大きな不安材料になっています。国保の加入者は市民の約22%ということですから、国保だけでなく健診受診率を向上させ、市民の健康を守ることが重要な課題です。保険証の種類によらず、仕事が忙しい現役世代の受診率を上げるには、職場の理解と協力がどうしても必要です。住民健診を申し込んでいても休まさせてくれない。社会保険に加入していても、事業所健診を実施していないなど様々な現状がありますが、実態調査と啓発活動の取組状況を伺います。

(4) 先日の社会厚生委員会で、医療のまちづくりに関する骨太の全体計画が示されました。健診施設等の建設は、最短スケジュールで令和4年から令和5年度に基本設計及び実施設計と、今年度中に具体的に動き始める計画になっています。現状の住民健診は、大和地域だけ健友館で受診できますが、六日町と塩沢地域は市民会館で実施され、胃がん検診は塩沢公民館というように、地域によって分かれています。六日町と塩沢地域の住民は、健診項目によって受診日が違い、検診カレンダーを見ても分かりにくいのが現状です。施設の移転は、場所が市の中心部にある市民病院周辺になるだけでなく、移動手段の確保を含め、どの健診も1日1か所で受けられるというような、市民にとって公平で受診しやすい体制にする必要があります。そこで健診施設の移転新築は、市民全体の受診率向上につながられるかを伺います。

演壇からは以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の一般質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員の質問に答えてまいります。

1 健康診断受診率向上について

健康診断の受診率向上についてです。4点でしょうか、ありますので順番に答えてまいります。ちょっと時間がかかりますがよろしくお願ひします。

1つ目の健診受診率、令和3年度のです。それと精密検査受診率の結果、それを踏まえての今年度の新たな取組を聞かせろということですが、基礎健診の申込みに対する受診率は、令和元年度が67.1%、令和2年度が60.9%、そして令和3年度が82.4%になりまして、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ受診率は回復傾向を見せていると判断しています。本当に良かったなと思います。

これは、例年実施しています市報、それからウェブサイトや図書館での掲示物などによる

市民への周知、そして令和3年度については新たにやったこととして、住友生命保険相互会社——これは報道になったのでご存知だとは思いますが、住友生命さんと南魚沼市は非常に早い段階ですが、包括連携協定を結びました。この中に、いろいろ包括協定なのであるのですが、この中に、保険の外交員の方、この方々による検診チラシの配布こういったものも入れていただいているのです。要するに、健康ポイントのこととかも伝えてもらったりとか、そういうことが始まっています。

そして、国民健康保険事業と連携した県のモデル事業、これはナッジ理論を活用した未受診者勧奨の効果検証事業というのがあって、これを実施したことによりまして一定程度の効果があったのではないかという担当課の判断です。

ナッジ理論とは何ぞやということですが、私も知りませんでした。大変申し訳ありません。簡単に言うと、行動経済学という分野がありますが、この理論を応用して、この中にナッジ理論というのがあって、無意識によい選択を促すアプローチの方法。なんとなく分かったような、分からないような感じですが。ただ、要するに自然によいほうを選択していく行動学があるということで、その理論を踏まえてやっていると。非常によかったのでしょうか。なので、結果がこれは出ましたよという報告がありました。どのくらい出ているか細かいところはちょっと分かりません。

そして、令和4年度の健診受診率向上のために、令和3年度中において行っていることの中に、市民会館の確定申告会場での様々な勧奨ポスター——ご覧になっている人もいると思うのです。こういうことがありましたし、市内の3商工会の協力をいただいて、全会員への受診勧奨チラシをお手伝いいただいたと、別途です。大変ありがとうございましたということです。新たに取り組んでいるところです。

これらのうち、県のモデル事業、先ほど言ったことも含めて、人工知能を用いたデータ分析と先ほどのナッジ理論、これらを活用して作成した、よい方向を選択すると言われていたこれを入れた受診勧奨はがきを、40歳から74歳までの特定健診対象者に対して送付するといったものであります。実施に当たっては民間事業者また国保の団体連合会に委託して、試験的に取り組んだということでもあります。

基礎健診を受診した結果、医療機関の受診が必要とされた人の、いわゆる再検査受診率についてですが、これが令和元年度は47.9%、令和2年度は45.5%に下がり、令和3年度は49.1%ということで、こちらも回復傾向になっているということでもありますので、報告いたします。

市の取組としては、受診が必要とされた人の中から——再受診です。重症化予防の対策が必要であると市で設定した数値に該当した人に対して、保健師や看護師などから直接の電話をかけて、受診勧奨を行っているということでもあります。

健診をどこにも申し込んでいない市民に対する受診勧奨が課題となっています。向上にはこれが欠かせません。毎年12月に世帯調査票を全世帯に配布しております。健診の申込状況また希望の調査を行っていますが、提出がないために特定健診の対象でありながら未受診と

なっている方の、ここに対して引き続き取組を進めていきたいと考えています。

2つ目のご質問の県のほうでも向上に取り組んでいるが、市はどのように県と連携しているのかということですが、令和4年度では新潟県や国保連合会と協働した事業を予定しています。まずは、40歳から74歳の健診の対象者に対して、国民健康保険ヘルスアップ事業、これは高度なデータ分析による特定健診受診率向上支援事業を実施します。これは令和3年度に試験的に取り組んだ、先ほど紹介したナッジ理論を活用したこの勧奨を行う事業を、さらにバージョンアップというか改善してということだそうです。これにも期待したいと思いません、実施します。

また、新潟県の健康づくりのための情報提供事業の実施を検討しています。これは国保の保険者としての市が、健診未受診者の特定健診に相当する診療情報を医療機関から提供を受けまして、保健事業の実施につなげるということを目的とした事業というふうになっております。

なお、ご質問にある総合計画、多分触れたと思いますが、その指標となっている令和3年度の受診率は、法定報告値の確定を現在、待っているところであります。

3番目のご質問の保険証の種類によらず市民の健康を守るには、職場の理解と協力の問題、実態調査と啓発活動の取組状況はどうかということです。健康増進法に基づいて、市町村は各保険者の健診の対象とならない住民の健康診査を実施することが努力義務とされているところです。また、国民健康保険の保険者である市は、高齢者の医療の確保に関する法律により、国保加入者に対して特定健診を実施する義務がある。こういうことに基づいております。

南魚沼市としては、今ほど申し上げました健康増進法で定められた対象者である市民そして保険者としての立場では、高齢者の医療の確保に関する法律で定められた国保に加入している40歳から74歳までの市民の方々に対して、受診勧奨等を実施しているところです。

一方で、労働者に対する健診の実施、これは法律でいえば労働安全衛生法第66条に規定されておりますが、労働者を雇用している事業者はその義務がある。これは雇用者に義務がある。労働安全衛生法で定められた健康診断を実施しない場合には、法令違反であります。50万円の罰金に処されるというふうに書かれているわけですが、このことから事業所に対して、健診を実施しているかを調査し、労働者が健診を受けられるように指導するという責務は、労働基準監督署にあると考えているところです。市としては、基礎健診などをはじめとした各種健診の機会を用意して、広く市民が健診を受けられるよう体制を整備していくことが、これが市として果たすべき役割であると考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

4つ目のご質問です。健診施設の移転新築、ありていにいえば健友館のことではありますが、市民全体の受診率向上につなげられるのか、つなげなければなりませんと思っています。現在の健友館は、旧大和町においての頃から、市町村の合併以降は南魚沼市の健診、人間ドックはもちろんです、住民健康づくりの拠点として運営されてきております。

一方で健友館の位置が、先ほども議員がご指摘です。市の一番北側のほうにあるというこ

とから、市の南部、例えば塩沢地域、六日町の南部地域というか南側のほうに位置するところなどがいえると思うのですけれども、20キロメートル以上離れています。利便性に問題があることも事実かもしれませんが、距離感だけではないと私は思います。歴史観、様々なこれまでの自分との関わり方というのがあったと思うのです。

平成27年11月以降は、要するに市民病院が新たに県立から南魚沼市民病院に変わった段階で、医療スタッフの分散という、こういう問題が起きてきました。スタッフの多くが市民病院側のほうに配置されているということから、日中に健友館の運営のために医師等の移動が大変な実負担になっています。加えまして、いろいろな技師さん、またいろいろなコメディカルの方々も含めてあるかと思いますが、負担となっているということが言われております。

大きくは、以上2点を解消するためということになるかと思いますが、市の中心に近い南魚沼市民病院周辺に移転新築を検討しているものであります。これまで、六日町地域、塩沢地域の住民の皆さんは、先ほど議員もお話をいただきましたが、市民会館の多目的ホールなど、全く専用ではない施設での実施となっています。市民に不便をおかけしている面もありますが、設備の充実した専用施設で健診を行うことで、市民の満足度も向上させていく、そういうことも及んでいかなければならないと思っています。

あわせて、一方でこれまでずっとそこに存在してきた、大和地域の皆さんの不便も生じるということも、一方で考えていかなければならないということから、様々なこういうことにつきましても、移動手段のこととか、逆に言えば塩沢側のほうは全くそういうことはなかったわけですのでという考え方もあるわけです。しかしながら、これから先を目指す立場として、やはりそういうことを言っていてはいけませんので、きちんと市民全体の利益につながるように、不便が生じないようにという配慮をしながらやっていかなければならないと思います。

これは今後、今ほどは骨太の方針等でも発表しました。こういう健診率の問題を、健診率だけ捉えていくとそうですが、今、市でそういうことが市政について大変な課題になっているという議論が起き始めて、私もむげーでも書かせてもらいましたが、医療を一丁目一番地としてやっています、ということを書きました。市民の多くから反響が実はありました。そういう状況を知らなかった人がいっぱいなのです。そういうことを含めて健友館の移転、では何があるか、健診があり、ドックがありということになってくる。そして、今までは当たり前だと思っていた市民会館での受診、これが実はそうではなくて市民全体のところに光を及ぼそうとしているのだなということの気づき。こういったことも受診率に反映していくと私は思います。そのようにしていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時50分]

○副 議 長（清塚武敏君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後 1 時 18 分]

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 健康診断受診率向上について

小項目 1 点目ですけれども、基礎健診の受診率は回復してきているということでご答弁をいただきました。それで、婦人健診の受診勧奨について再度伺います。子宮頸がんワクチンは今年 4 月から個別勧奨が再開されましたが、毎年、約 1 万 1,000 人が子宮頸がんと診断され、年間約 3,000 人が死亡している。30 歳までに子宮を失う女性が、毎年約 1,000 人と乳がんの次に多いがんと言われていています。子宮頸がんの受診率は WHO 目標 70% に対し、2019 年の日本では 43.7% です。2018 年度——この年度しかなかったのですが、南魚沼市は 18.8% という県の総合計画に関する指標で発表されています。県平均の 13.1% よりは高いのですけれども、特定健診の受診率に比べて極端に低いのが現状であります。

私の知り合いには、幼い子供を残して若くして病気で亡くなった方、お母さんが何人もいます。残された家族の悲しみは本当に想像以上であろうと思います。家事、育児、仕事と忙しい毎日であっても、特に婦人健診を受けて欲しいのです。私も婦人健診のおかげで早期発見、早期治療をし、10 年以上、元気に生活ができています。

今年度の住民健診の事業費 6,910 万円の中で、郵送料は本当に一部ですけれども、前年の 60 万 5,000 円から 18 万 8,000 円に減りました。今まで電話で職員の方々が未受診者の方々に残業で個々に電話かけをしてくださっていた。そういう苦勞をされていることも聞いております。スタッフ不足でなかなかそこまで手が回らないということであれば、やはり肺がん、大腸がんは受診率が上がったので、乳がん、子宮頸がんの未受診者だけに、はがきによる受診勧奨を絞ったということですが、受診勧奨を減らすべきではなかったのではないかなというふうに私は思いますが、婦人健診の受診勧奨について、今年度の新たな取組についてあるかどうか確認いたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 健康診断受診率向上について

本当に大変な婦人健診についてはそういう思いがあるかと思います。担当のほうから答えさせますのでよろしくをお願いします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 健康診断受診率向上について

ただいまのご質問ですが、婦人科健診に特定した勧奨というのは特別、今も行っておりません。ただ、子宮頸がんですと、今、ワクチンですね。ワクチンの対応とかも、今年度から積極的にキャッチアップをはじめ、対応していく予定にしておりますので、そういうことを含めながら受診率の向上も併せて取り組んでいきたいと思っております。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 健康診断受診率向上について

分かりました。(2)のほうは、県との連携、ナッジ理論のほうも利用して、県との連携はしているということで、AIを使った勧奨とかも県のほうと連携しているということも伺っておりますので、それはできているのだなというふうに思いました。

次に(3)の働き盛りの特定健診受診者の件ですけれども、健診を受けてがんの早期発見ができて、治療を続けながら働いている友人、知人もおります。年取が上がらない中で定年も先に延びて、いくつになっても元気に働き続けなければならない。それが今の日本の中での現状だというふうに思います。基礎健診も含めて、働く世代の健診受診率向上にも力を入れていかなければいけないというふうに思います。

基礎健診の受診者に全員にも健康保険証のほうの確認をすれば、どこの法人か事業所かは分かることでありますので、法令順守をしていない、市のほうでそれは義務ではないという、そこまでは義務ではないというご答弁でありましたけれども、そういうどこが義務なのかということではなく、法令順守もできないような企業があつては移住定住も進みませんし、市の魅力という点でも欠けてしまうと思います。保険証の種類に関わらず、市民の健康と命を守るということは大きな市の役割であろうかと思っておりますので、労働基準監督署のほうとの連携ということも、やろうと思えばできることではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 健康診断受診率向上について

まずは、先ほどは縦分けという話をしているわけですが、今回、田中議員がやはりこういうことを指摘されて、一般質問という場でこういう発言をされている。こういうことも非常にやはりいいことだと思います。問題提起としてです。そして、先ほど縦分けのことは話したつもりですが、今ほど議員がおっしゃるとおりだと思います。

加えまして、それはそれぞれ所管するところできちんとやらなければいけません、我々もそういう視点を持って取り組んでいきたいと考えています。まずは、こういうところでやはり話をされて、広く公に公開されている場にありますので、こういうことが大事だと思います。本当にそういう意味では取り上げていただきましてありがとうございます。同じ気持ちであります。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 健康診断受診率向上について

分かりました。同じ気持ちだということで、市長のお話を伺いました。大項目1点目につきましては、いろいろご答弁いただきました。

私は大変うれしく思ったことがありました。健康ポイント事業ですが、これが3年目になりました。総合型の地域スポーツクラブの参加は、1回2ポイントつきます。この教室の中で、健康ポイントを貯めて応募しましょうというふうに呼びかけをしてくださいました。リラックスヨガを受講しているのですけれども、そこで文化スポーツ振興公社の職員の方がこれをおっしゃって、その後、インストラクターの方も自分も応募しようかなというふうにおっし

やって、念を押してこれを言われました。

そして、そのときに応募には健診の受診が必須ですから、健診を受けると 10 ポイント、そして教室に 10 回通えば 20 ポイント、これでもう一回応募できますから。ぜひぜひ楽しみながらみんなで健康になりましょうということをおっしゃってくださいました。本当に力を入れて積極的に PR して下さったなということで、大変うれしく思いました。ですので、そういった新たなそういう健康づくりということが、市内全体に広がっていけばいいなというふうに期待しております。

2 ひとり親家庭の支援拡充について

それでは、大項目 2 点目、ひとり親家庭の支援拡充についてであります。令和 2 年 7 月 14 日の市民の声に、ひとり親給付金は所得よっての判断となるが、子供の人数や年齢により生活がかなり異なる。市営住宅にも入れず、家賃を払い、子供たちを育てるのは非常に大変だ。1 人の収入では、子供の将来を考えると不安になる。政策を改善してほしいという意見が寄せられました。

これに対する市の回答は、児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成制度がある。所得制限があり、生計が同一とみなされる家族の所得が多くなると支給を停止しているが、扶養親族の人数が増えれば所得制限額も増える制度になっている。ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が国の制度の趣旨なので、生活の基盤は受給者自身で得ていただき、手当が副収入となる。財源は国が 3 分の 1、市が 3 分の 2 であり、市独自の加算を行う場合は、全額市の負担となるので難しい。新型コロナウイルス対策として国が実施している、ひとり親世帯臨時特別給付金があるので、詳細は子育て支援課に相談してくださいという内容でした。長引くコロナ禍で、国の臨時交付金などの子育て世帯に対する支援が何回かありました。

ほかにも昨年の南魚沼市社会福祉協議会による地元産コシヒカリの配布には、対象世帯の約半数 225 世帯が 5 キログラムの米を受け取り、ふだん買えない魚沼コシを食べられることを喜んだと聞いています。地域食堂の立ち上げも動き始め、助け合いの輪も広がりつつあります。

しかし、ひとり親家庭の生活困難は、新型コロナ前から続いており、それがさらに厳しさを増したと考えるべきであり、臨時的支援ではなく継続した支援がなければ、安定した子育ては難しいものと思います。コロナ禍の影響前の平成 28 年度厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査結果を見ますと、母子世帯が全体の約 8 割と圧倒的に多く、そのうち 81.8% が就業していますが、非正規雇用が 43.8% で、平均年間就労収入は 200 万円、養育費を受けているのは 24.3% で、平均月額 3 万 2,550 円となっています。ひとり親家庭では貧困率が約 5 割と厳しい生活状況だと言われていています。前年の国立成育医療研究センターの調査には、乳幼児を育てるシングルマザーの 9 人に 1 人が心の不調を抱えているとの報道もありました。子供の人数や年齢により、必要な支援は多岐にわたり、支援内容は自治体により大きく異なります。市民の声に寄り添った支援拡充が必要と考えます。

そこで、まず (1) 厚生労働省は、平成 23 年と平成 28 年に全国ひとり親世帯等調査結果

を発表しています。このほかにも支援が充実している練馬区では、平成 28 年 3 月にニーズ調査をし、ひとり親家庭自立応援プロジェクトとして支援策の拡充を実施しています。このときの調査結果 136 ページにも及ぶものを公開しております。そして、今年度も調査中ということであります。

当市では、昨年に南魚沼市社会福祉協議会がアンケートを行いました。他の自治体のように定期的なニーズ調査により実態を数値で分析、公開し、改善につなげる必要があると思いますが、ひとり親家庭の状況をどのように把握しているかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ひとり親家庭の支援拡充について

それでは、田中議員の大項目 2 つ目のまず 1 点目ですがお答えします。ひとり親家庭の支援拡充の中の 1 点目、ニーズ調査が必要だと思うが、どのように把握しているかということでもあります。

南魚沼市には、児童扶養手当の認定を受けたひとり親世帯が約 470 世帯あります。そのほかに、所得が制限額を上回っていたり、年金等を受給していることにより児童扶養手当の対象とならないため、申請をしていないという世帯もありまして、市内にどれだけのひとり親世帯があるのかを詳細には把握できないということがあります。

ひとり親のニーズについては、アンケート形式の調査を行ったということはありませんが、南魚沼市としては毎年行っております児童扶養手当現況届の面談では、受給者から困りごとや心配事を聞き取り、解決につながる情報などを提供しております。関係する機関とは情報共有して、連携して対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ひとり親家庭の支援拡充について

児童扶養手当の申請のときに、個別に面談をしているということですが、個別に申請する方と面談をするそのときに、どういった困りごとがあるかを聞く。それももちろん重要なことだと思います。けれども、ニーズ調査をするということとは目的がやはり違うと思います。ニーズ調査をするからこそ、他の自治体、人口の多いところは 130 何ページもそれを公表する場があるわけです。先ほど来、全国の調査でも数字を申し上げましたけれども、ニーズ調査をするのでどういった年代で、そして同居の家族はどうなのか、年齢はどうなのか、ひとり親になった理由はどういうことがあるのか。数値で全部出るわけです。そういうところが重要なのだというふうに思います。ニーズ調査で数値がきちんと分析をできれば、公開することもできるわけです。

今は昔のように偏見や差別的扱いはかなり解消されてきているとは思いますが、誰もが正確な現状を把握できて、ひとり親家庭への理解が深まれば、それが地域食堂やファミリーサポート制度の協力につながるかもしれません。定期的にニーズ調査をしていけば、社

会変化による、新型コロナの影響なのかどうかとか、そういったこともきちんと分析ができると思います。社会全体に温かい理解があれば、ひとり親家庭は気兼ねなく負い目を感じることなく、支援を受けることができます。

昨年の申請のとき、この3階の廊下で待っている方がいらっしゃいました。そのことについては、ちょっとお話をさせていただいて、特別な時間のずれとかということがあったということは聞いてはいますけれども、やはりきちんと待っている方、その方々が待っている場所、控室をきちんと用意して、そして1人ずつ個別に申請の手続をする。そして、どういうことが困っていますか、どういうことが必要ですかという話になるのだと思います。みんなが通る廊下で待っていなければならない。就職のときの面談を受けるようなものですよね。大変ドキドキして、緊張して来ていらっしゃると思います。そういうことに対しても大変配慮がもう少し足りなかったのではないかなというふうに思いました。

ですので、今後についてもこども家庭サポートセンターが南分館にできて、そこが子供のことについては一手に担うということが始まっているわけです。申請する場所についても南分館を使って、そしてきちんと待っている方も控室があって、人目を気にすることなくそこで待てるというような配慮も必要だと思います。

そして、そういうときにニーズ調査のほうも紙を渡すとか、またはウェブのほうで出して、そのままもう入力して申請ができるとか、そういった必要、見直しということもできるかと思えます。その場所についてと、そしてそのとき一緒に、せっかく面談を一人一人しているのであれば、ニーズ調査ということも考えられると思いますけれども、その辺については検討できるのかどうか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ひとり親家庭の支援拡充について

先ほどの個別の面談をやっているときの話は議場で2回目ですね。1回聞いているかと思えますし、そのときいろいろ答弁もしていると思います。それらについては改善を当然、ご指摘を受けているわけなので、したりもしている方向があると思います。

全般において、ゼロか100かという議論をしたがります、人は。例えば、やるかやらないかとか。そこに何というか、我々は立たされているところがあって、行政側のやはり癖でもあるのですけれども、その中間でやれないことをどうやってやるか。または、ゼロか100かだけの回答ではなくて、その努力の中で半分、少しでも一歩でも前に出すということも大事だと思うので、そういうご指摘かなと思って、今聞いていますので、そういうことにつきまして取り組んでまいりたいと思いますが、担当している——ニーズ調査の話。ではニーズ調査だけが絶対よくてということなのかどうか。全国で先ほど練馬区ですか。ほかにどこがやっているのかというのがあります。そういうこともちょっとありますよね。なので、今後やはり検討していかなければならないと思います。

そして、やはりこういう……例えば所管の委員会等でもいろいろ話合いがされるべきではないかなと私はちょっと思って聞いたりしていて、これから先いろいろな課題がありますが、

やはり私とのやり取りになるわけなので、これ以上言うところとちょっとまた語弊がありますのでやめておきますが、担当しているところはよく話を聞いて、今聞いて、前を向かせようと思って頑張ると思います。やはりそのニーズ調査も全体にかけて 100 数十ページの報告書を作れということを行っているのではないかと思いますので、議員が。そういうことではなく、当市としてできることをやはりやるということも含めて、検討してほしいということを伝えていきたいと思っています。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ひとり親家庭の支援拡充について

分かりました。できることをやるというご答弁をいただきました。場所についてもきっとその中で、検討されるというふうに期待しております。

それでは、(2) ひとり親家庭は生活全般にゆとりがなく、一人で抱え込んで孤立してしまう場合も多いのです。こども家庭サポートセンターが昨年開始され、子育て世帯の対応を一手に担っていますが、ひとり親家庭の支援は多くの部署に関わります。職員が対応しやすく、市民にとって分かりやすく、そして確実に必要な支援につなげるには、相談体制から税の免除、優遇制度、支援制度など、全てをまとめた冊子、ひとり親家庭のしおりが必要だと考えますが、所見を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ひとり親家庭の支援拡充について

お答えしたいと思います。2 番目の全てをまとめた冊子が必要ではないかという、ご提案も含めた内容だと思います。

南魚沼市では、子育てに関する情報を記載しました子育てブックを作成し、子育て世帯に配布しています。これにはひとり親支援に関する情報も掲載させていただいています。

子育て世帯から相談があった際には、その制度に関する情報の提供を行ってまいりまして、ひとり親世帯に関しては、児童扶養手当の面談会場に支援制度のリーフレット等を備えて提供しています。議員ご質問のひとり親支援をまとめた冊子については、市でもその必要性を感じているということでもあります。作成を進めて今おりますのでということ報告を受けております。早期に完成配布することで、ひとり親支援制度の周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ひとり親家庭の支援拡充について

面談のところには、こういった様々な冊子はずっと並べて置いてある。それもよく分かります。いろいろな情報が並べてある。ですので、それが1つになったこういうものです。そうしますと、説明する側も楽だと思えるのです。こういうことをまとめて、うちの市ではこういう支援がありますというのがこういうふうに1つの冊子になっていると、説明する側も楽だし、受け取った側も分かりやすい。ウェブのほうでもそれがいつでも必要のところだけで

もプリントアウトできたりするというので、大変これはいいなというふうに思いましたので、今検討していて必要性を感じているということですので、そこに期待したいというふうに思います。

それでは、小項目、次（３）当市のひとり親家庭への支援制度は、国の児童扶養手当支給事業、県のひとり親家庭医療費助成事業、要保護児童生徒就学援助制度などしかありません。急激に少子化が進む中で、全国的にも育児の社会化が検討され始めています。子育ての負担軽減は、少子化対策だけでなく、児童虐待防止やヤングケアラー対策としても必要だと言われています。その中でも、ひとり親家庭への支援は特に重要だと思います。ひとり親家庭等医療費助成の年齢上限を18歳ではなく、学生であれば卒業までに延長する。または公営住宅の優先順位のポイントを明確に上げたり、または民間住宅の家賃補助をする。またはファミリーサポートセンターの利用料の無料化や家事支援ヘルパー派遣等、市独自の支援拡充が必要だと考えますが所見を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 ２ ひとり親家庭の支援拡充について

お答えしてまいります。順番にいくつかありますので、お答えしていきます。ひとり親支援の拡充について、まず1点目は、ひとり親家庭等医療費助成これがまず1点目ですが、ひとり親家庭の父または母と18歳到達年度末までの児童の医療費を助成しています。学生であれば、卒業まで延長できないかというご質問、提言というかですが、大学や専門学校への進学が経済的な負担となることは、理解していますけれども、進学を希望したが家庭の経済事情から進学を断念した家庭との不公平感というのが出ませんかということです。この不公平感を考えると、延長は私は難しいと考えています。

公営住宅については、ひとり親世帯は既に優先的に入居者として決定することができる者に該当しています。また、家賃については収入によって金額が決まるという制度のため、ひとり親家庭だけに補助を行うということと少し角度が違うと思っております、認識を改めていただければと思います。

ファミリーサポート事業に関しては、黒岩議員のご質問でもお答えしているところですが、利用料金、助成額については近隣市町と比較検討したいと考えています。また、ひとり親世帯や非課税世帯については、これとは別に支援できないかを検討しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の家事支援ヘルパー派遣については、養育が必要な家庭にヘルパーなどを派遣し支援する制度があります。これはひとり親のところだけではなくて、支援が必要な家庭であれば利用できる制度となっています。しかし、現在、担い手となる団体や事務所などが見つからずに、実施の見込みが立っていません。これらについても改善していかなければならないと思っておりますが、今の現状はそのとおりでございます。

市としても、ひとり親世帯にどのような支援ができるか。これを国・県の制度も注視しながら支援策を考えてまいりますので、よろしくご理解をいただきたい。

以上であります。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ひとり親家庭の支援拡充について

まず最初に、医療費助成ですけれども、上限が 18 歳、障がいとかがあれば延長ができるという制度になっています。進学についてはいろいろな手当があるのですけれども、そこから漏れてしまうところもありまして、完全に就学するための援助が全ての人が使えるわけではありませので、そういう中で職業安定というような形で、短期間で 1 年とか 2 年というようなことで専門的に習う場合には、支援がそこで 18 歳で終わってしまう。でも、学生が家庭の中にいたら、一人の収入で学費から生活費から全てですので、当然大変であって、市民の中からこういう声が上がるということも当然なことだなというふうに思います。

ですので、進学を断念した方との公平性ということをご答弁で言われましたけれども、進学にしてもいろいろな形があるということで、またその辺も考えていただけたらというふうに思います。大変この医療費助成、子供に対する医療費助成と違うところは親も使えると。ひとり親の親が使えるというところが、本当にやはり助かるということでもありますので、この辺もまた今後については検討していただけたらなというふうに思います。

公営住宅の優先順位についてはもう、ポイントを明らかにそこにひとり親の場合の優先順位になるというようなことをうたっているところもありますので、そういった形がぱっと見て分かる。こういった冊子にするのに、やはりひとり親であればこれとこれとこれが使えるというようなことが分かるようにしていただくという意味でも、その辺もまた考えていただけたらというふうに思います。

ファミリーサポートセンターですけれども、検討していただいているということです。個人負担については 600 円ということですが、これが 1 回 600 円というわけではなくて時間ですので、やはり使いたくてもなかなか費用の関係で使いにくいということも出ています。その辺についても今、検討中ということですので、期待したいというふうに思います。

家事支援のヘルパー、やはり先ほどちょっと読みましたけれども、小さいお子さんを 1 人で面倒をみている方は、9 人に 1 人が心の不調を抱えているというようなことも、全国的なデータですけれども出ているわけです。家事の負担ということも大変大きな問題でありまして、担い手がいないということであれば、それは現時点では仕方がないことではあるかと思えます。検討はしていて必要性ということでは、考えていただいているということですので、そこにも期待したいというふうに思います。

最後に、やはりこういったひとり親への支援というのは、税金を使って支援している側、そしてその支援を受ける側という垣根を越えて、社会全体がこれからの市の宝、子供たちを育ててくれているのだという気持ちにならないと、本当の支援になっていかないのだというふうに思います。生まれてくれてありがとう、育ててくれてありがとう、その気持ちを市民全体が持って、そして温かく見守ることが必要だなというふうに思います。いろいろ支援策については考えてはいただいているということですが、この点について特にひとり親、大変

な思いをしていて、また肩身の狭い思いをしているという方もいらっしゃると思いますので、その辺については市長、どのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ひとり親家庭の支援拡充について

身内にもひとり親家庭はありましたし、これは言いづらいですけれども、私の曾祖父は村の中のそういうご家庭、当時はいろいろとあったと思いますけれども、本当に食べられない家庭、今みたいな制度が、公的制度がほとんどない時代、自分の家で子供たちのご飯を削ってでも、その家庭を支えたということが、今、私の母とかの逆に誇りになっているのです。そういう親の姿が。そういうことも聞いて育ってきていて、私の実感は自分とはちょっと違うので、実感はできないところがありますが、いろいろな事情の方々がいらっしゃるのです。

一口に一言にひとり親世帯といっても、いろいろな方々がいらっしゃると思います。その中で、どうしてもやはり手を差し伸べて社会全体で守っていく必要があるということ、一くくりではないと私は思っています、そういうことについてきちんとやはり果たせる役目、どこまでができるのだろうかということ、やはり心を砕きながらみんなと一緒にやっていくということに尽きるのではなかろうかと思っています。非常に改善の方向に向かって、後退はしていないと思うのです。先ほどの冊子もさらに抽出されたものが作られていく。そして、子ども若者サポートの舞台もできております。

こういったところも含めて、よりよい方向をまた見出していきたいと考えておりますので、今後ともお気づきのところは、向上そして前進させるための一般質問は、非常に私としてはありがたいと思いますので、ぜひともまたいろいろなところでご指摘いただければと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○副 議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

〔午後1時55分〕

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後2時09分〕

○副 議 長 質問順位14番、議席番号3番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様お疲れさまでございます。傍聴の方々、また、インターネット配信、ラジオでお聞きの皆様、誠にありがとうございます。

市の消雪パイプについて

今回は一般質問、市の消雪パイプについて質問させていただきます。消雪パイプは冬季の市民の生活を支えるために欠かせないインフラであると考えます。しかしながら、近年の大雪によって、中にはその融雪能力を十分に発揮できていないところも見受けられます。現状と今後の取組について市長の考えを伺うものであります。

では、演台から以上とさせていただきます。

○副 議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

それでは、大平議員のご質問に答えてまいります。多くの視聴者の皆様に届くように頑張らせていただきますのでよろしくお願いします。

消雪パイプの問題です。欠かせないインフラ、これは当地にとって本当に生命線といわれるようなものであるかと思えます。機械除雪とも併せまして、除雪は本当に大きな課題であります。

現状と今後の取組ですが、特別豪雪地帯に指定されているというこの南魚沼市であります。冬期間における道路交通確保のため、市道除雪計画を作りまして、この中では 953 キロメートルほどある市道の 57%に当たる 541 キロメートルが除雪対象になっています。そのうちの約半分、49%に当たる 267 キロメートルが消雪パイプで対応している路線であります。

市が管理する市道の消雪用の井戸は、令和 3 年度末で 787 基ありまして、ほかに六日町地区に河川水を、川の水を利用した消雪施設も 5 基ありますが、設置から 30 年以上経過したものが 413 基、実に半数、52%を占めております。そのうち 40 年以上経過したものが、さらに 2 割近い 133 基、17%あります。一番古いものでは設置から 53 年経過したものがあります。

施設の老朽化に伴いまして、ポンプの故障、また著しい水位低下や漏水などによる散水の不良が発生しておりまして、道路パトロールや各地元行政区からの要望を受けまして、ポンプ交換、また井戸洗浄やノズル交換などの修繕を順次実施はしております。

また、修繕が不可能で井戸の掘り替え、またメインパイプのこの打ち替えが必要な施設については、消雪パイプから機械除雪への移行、また複数の小規模施設を集約して井戸の数を削減する検討も行ったりする上で、5 か年間の全体計画を作成して、社会資本整備総合交付金事業で更新を行っております。

その交付金事業により、年間 1 億 5 千万円前後の予算で過去 5 年間に井戸の掘り替えを 30 基行いました。また、メインパイプの打ち替えを約 3 キロメートル実施しております。この間に掘り替えた井戸は設置から 20 年未満の比較的新しい井戸もありますが、平均しますと設置から 33 年での更新となっています。

井戸の掘り替えを年間 6 基程度実施しているという現状、今の状況では将来的に安定した冬期交通の確保ができなくなることが危惧されているところです。そのため前半で数を上げさせてもらいました。年間 6 基程度実施している現状では将来が誠に危ぶまれるということです。

今後は井戸の洗浄やポンプ交換などを実施することで、施設の長寿命化も図りながら、今までのような交付金リフレッシュ事業に合わせた短期的な計画だけではなくて、中・長期的な視点も取り込んで更新計画を検討してまいりたいと思います。再検討していかなければな

りません。

なお、ポンプ交換などの修繕は交付金事業の対象になりませんが、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策——これは令和3年度から令和7年度まで——これに関連して創設された、充当率が100%、そして交付税措置率70%と、非常に有利な起債となっている緊急自然災害防止対策事業債では、これらの修繕も対象となっています。非常にありがたい。これまでできなかったことをやっていけるということも含めて考えております。

この防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、一言でいえば簡単ですが、終わる予定だったものを、全国運動を繰り広げて、もちろん議員の皆さんの、心ある皆さんや、そして全国の首長関係、これは本当に中央に・・・をするようなぐらいの大運動を繰り広げて、この国土強靱化のための、この問題を継続してやってきたその成果だと、こういうときこそ言わなければならないと思います。これらの中で、この対象になるということで、この事業債を有効的に活用して修繕を進めていきたいと考えております。

また、市内全域で例えばわだちのようになってしまっている舗装の関係、ひび割れなど、この舗装の劣化が進行しております。消雪パイプに問題がなくてもこれに起因して雪の消えがまず悪くなる。もちろん交通の妨げにもなりますが、補助的に機械除雪を行っている路線なども多くあります。実は市のほうにも、こういうことで穴が開いたりとかがたくさん散見されるのです。ほとんど市道管理側が補償の対象になったりします。こういうことも本当に看過できない状況にもう来ています。これらも含めて考えていきたい。

緊急自然災害防止対策事業債では舗装の修繕も対象になりますので、消雪パイプと併せて舗装修繕にもこの事業債を積極的に活用させていただいて、地域活性化にもつながる道路インフラ整備を進めてまいりたいと考えております。手をこまねいている状況ではないという状況があると思っております。

前回のご質問から発展形でふるさと里山整備事業を始めることになりました。

誠に今回の道路のことにつきましても、非常に進めようと思っていることと時を同じくしてこういうご質問を受けております。私としては風を感じながらこの事業に取り組んでまいり、これまで鬱憤のたまっている建設部のやりたくてもやれなかった、そういう状況を何とか将来世代に過大な負担を残さない中でやり遂げることが、我々に課せられていることだ思っておりますので、頑張ってこれを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副 議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

詳細な説明をいただきまして、その点に関して大変感謝いたします。また事業債、補助金、交付金などを利用して今後進めていくという大変力強いお言葉をいただいたと思っております。その上で少し再質問をさせていただきたいと思っております。

実際市長もおっしゃいましたけれども、令和2年度、令和3年度かなり的大雪が降っていたわけですが、その中で消雪パイプに対して行政区から多分たくさん要望が来たと

思うのですけれども、その総数と残念ながら対応できていない件数、そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

この先は、やはり専門性もありますので、必要なところの方針めいたところにつきましては自分でも答えますが、まずこの点につきましても建設部長、もしくは担当者のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 市の消雪パイプについて

今ほどの行政区からの要望についてということですが、令和3年度についてでございます。電話や来庁し口頭で要望を受けた数は相当ありますけれども、紙ベースで残っている分としては令和3年度、昨年ですけれども、要望総数が184件、そのうち未対応分が49件となっております。未対応の理由としましては、限られた予算の中で緊急性などを考慮しながら修繕を実施しているという中でございますので、ノズルの交換等の比較的緊急性の低いものについては、予算状況により次年度、新年度以降の対応とさせていただきたいということでございます。

また、ポンプの引上げ等についても、作業ができないなど冬期間ということで対応ができない案件もございましたし、今年度に、先ほど市長の答弁の中にありましたけれども、緊急自然災害防止対策事業債で交換を実施する判断としたということで、機械除雪での対応とさせていただいた路線も数多くあります。

以上です。

○副 議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

分かりました。やはり予算がないとなかなかそういうことはできないということです。また井戸の・・・に関しましては、やはり技術的というより時期的な問題もあったと思いますので、なかなか簡単にいく問題ではないということは当然理解していきたいと思います。ただ全体的にみると、今計算したら27%ぐらいが対応できていなかった。多分、去年は33%ぐらいが対応できなかったということで、多分そうすると今年と去年の平均でいうと3割方がなかなか対応できない。もちろん先ほどもおっしゃられたように、時期的な問題等もあるのでしょうけれども、これが今までの現状ということで認識させていただきます。

それを頭に入れた上で、少し次の質問に入らせていただきます。去年は特に大雪の中で消雪パイプが止まるということが多くありまして、それで本来消雪パイプで融雪する区間を機械除雪で行ったということが多々あったと思いますが、その行った箇所について、延長はどのぐらいだったかということについて聞かせていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

これにつきましても担当部長、もしくは担当者から答えさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 市の消雪パイプについて

延長でございますけれども、大体路線 30 か所、延長 11 キロメートルということでございます。

以上です。

○副 議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

30 か所で 11 キロメートルという簡単な数字ではないと私は思いますが、それでこれにかかった費用みたいなものがもし大づかみで、大まかでいいので分かたら教えていただきたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

この件につきましても担当部長、もしくは担当者から答えさせます。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 市の消雪パイプについて

費用でございますけれども、その箇所箇所路線別には出ていないのですけれども、大体のつかみとしましては、昨年度の機械除雪費が大体約 13 億円でございまして、それを機械除雪延長 287 キロメートルで割りますと、大体 1 キロメートル単価が 450 万円。令和元年に除雪費の見直しを行いましたけれども、そのときには大体 300 万円ほどで試算しておりました。ですので、若干経費等も上がってきていますので、大体 1 キロメートル当たり 400 万円ぐらいということでございます。そうすると大体 11 キロメートルを掛けますと 3,000 万円から 4,000 万円程度ではないかと推定しております。

以上です。

○副 議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

今回 2 年続いた大雪ということで、消雪パイプの消雪能力も落ちていたということでこういうことがあったと思ひます。もし、これが今後続くとなるとさらに増えていくのではないかとすることも懸念されるわけですが、実は今現在 5 か年計画で更新を進めていらっしゃるということです。少し意地悪な質問に聞こえたら申し訳ないのですけれども、この 5 か年計画が終わった場合に、消雪パイプの区間は消雪パイプだけで対応可能になると予想できるのでしょうか。その点を少し聞かせていただきたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

この後、部長、もしくは担当のほうから見解を述べてもらひますが、井戸だけでも 800 本

近いわけですから、とてとても……それで終わるわけではないです。原油価格も高騰しているということは除雪費にも絶対跳ね返ってきますし、大変な問題ですね。そして加えて数年前からそういう除雪路線をなるべく絞り込んでいきたいという話を全市的に、行政区も含めて、議員の皆さんにもお手伝いいただいたところもありましたが、やったけれどもほとんどそういうことはできなかったです。

やはり、それだけこの除雪路線というのは皆さんの当然必要性和、もちろん今まであったというこだわりも当然あってなっています。これからこれを5年間というふうに、今ここではそういう話になっていますが、それもそれで終わることではなくて、これに代わるものがない限り、ずっと続けていくということも含めていろいろなことを想定しないといけないと思っていますが、この後については部長、もしくは担当者のほうから答えさせます。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 市の消雪パイプについて

今年路線で30か所11キロメートルありましたが、実際シーズン中に既に直っている箇所が4か所ございます。それで残り26か所なのですけれども、それも一応はこの夏の段階で可能な限り直していきたいということで予定しております。ただし、今年についてはこの路線30か所だったのですけれども、また違う路線が新たに出てくる可能性もありますので、そこはまたその5か年の中で検討はしていくということでございます。さらに緊急自然災害の起債等をかなり活用して、今後は長期的な検討もしていければと思っております。

以上です。

○副 議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

実際そうだと思います。この雪国のある意味宿命というべきで、克雪——利雪もそうなのですが、克雪はやはり我々が常に考えていかなければいけないものだと思います。そこで先ほど市長がまさしく私が聞こうとしたところまでおっしゃってくれたのですけれども、消雪パイプに起因しない、舗装割れ等に由来する消雪能力の低下する箇所があるということで、その低下箇所ほどの程度あるか、そういうことについてもしつかんでおられたらお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

ひどくなっている程度もいっぱいあると思うのですけれども、把握……そこらじゅうだと思っておりますが、そんなこと言えませんので、実はそういうことも含めて、部長、建設部のほうとはいろいろ話をしているのですが、枚挙にいとまがないというこの言葉どおりという感じです。このあと部長のほうから見解を述べてもらいます。つかみ切れないというのが実態ではないでしょうか。たくさんある、早くやりたいところばかり。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 市の消雪パイプについて

今ほどの市長のとおりなのですけれども、正確な数字は把握できておりません。ただ、実際に舗装が悪くて消雪パイプの水がという部分があるのですけれども、これは交通量によるところが大変大きくて、一概に舗装が悪いから消えないということではない部分が多々ありますので、なかなかそのあたりも数字が把握できない原因かと思います。

以上です。

○副 議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

なかなか実態をつかむのが難しい質問をしてしまいまして、申し訳ないと思いますが、実際に私も市内を回っていると大量にそういう箇所があるように、私の目から見ても思いますので、専門部署からすればさらに多いのかと思っています。例えば子供が通学路にしている——歩道と車道が明確に分かれている箇所はいいのですけれども、そうでない箇所も残念ながらあるわけで、そういうところが例えば消雪パイプが出ているのだけれども、舗装が少し割れていたり、それで子供が雪に押されて車道のほうに寄ってしまうと、私も視察等で見たらそういう箇所があるように見受けられましたので、ぜひ、そういうことがないようにしていただきたいというのが本当の本音でございます。

さて、ここまで申し訳ございません。散々この現状を聞かせていただいたのは、やはりこれらの状況を踏まえて、今まさに市長は事業債とかを使いまして、早急に直したいという気持ちがあるということをおっしゃっていただきました。また、中長期的な計画を作らなければならぬというお話も伺いました。そんな中で、私はまたその事業債とか交付金とは別に、ふるさと納税を原資に、5か年程度に期限を切って、それで消雪パイプの修繕なり、長寿命化や、先ほど申し上げた融雪能力が低下した箇所の補修などを中心にした事業を行ってはどうかということをぜひ提案させていただきたいと思います。

これらを行うことで市民の生活や経済活動に利するとともに、特に災害時の避難とか、あと緊急車両の移動路を確保すること、そしてまた市民生活だけではなくて、例えば冬季、スキーやスノーボード、ウィンタースポーツ——ウィンタースポーツに限らなくても当市を観光に訪れる方がいらっしゃるわけですけれども、そういった方々に安全で快適な道路を提供する。そうすることによってリピーターを増やしたり、もしくはふるさと納税をそれで納めようと思ってくれるかどうか分かりませんが、ふるさと納税を納めてくれたりという市の産業にとってのプラスの面も出てくると思います。そういうことをしてはいかがかと私は考えるのですけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

ご提案をいただきました。まずはこのふるさと納税の考え方から少しだけさわりをお話ししますが、寄附額から諸経費を除いた果実分をふるさと応援基金に積み立てて、一定のルールをやはり設定した上で、毎年度一定額を繰り入れ、寄附者の意向に沿うように、このそれぞれのコースに合致した事業の財源に充当している状況です。これはお分かりのとおりであ

ります。充当する事業の選定については、これもずっと繰り返し言っていることですが、経常的な事業へのこういう使い方は極力避けて、ずっと続けなければいけない制度にはふさわしくないのではないかという思い。これは財源不足などにより、制度そのものが終わる可能性がある制度ですからということで、何度も今まで話をしています。

この中で財源不足等により、今までなかなか実現できなかった事業を中心に単年度、または数年で終わる新規事業を選定しているという、これまでそういう姿勢もとってきました。こういう中で今回の消雪パイプの長寿命化の、また消雪パイプだけではありませんが、消融雪施設等の整備については、例えばこのふるさと納税のコース、8コースあって、その中の例えば、安全・快適・うるおいのまちづくりコース、こういったところには、特定財源のない市単独で行わざるを得ない事業、こういったものには一部ふるさと応援基金を活用もしているところもあるのです。

こういったところをきちんと読み取って、総務文教委員会でもご説明申し上げた、ふるさと応援基金の今後の方針についてというのを委員会でお話をさせてもらったわけですが、これにのっとり活用し、先ほど申し上げた緊急自然災害防止対策事業債、これらも最大限活用できるというような中に取り込んで、今ほど申し上げたことを言葉だけのことではなくて、実際に行っていくという方向で、やはり前に出る必要があるのではないかということで、今、庁内で話をさせてもらっています。

これまで計画している部分、計画には上げられないが、実はたくさんあって、先ほどの路面なんか特にそうですが、こういったことについて、ここで、何年で、どうやって、こうやってという話はしませんけれども、今、そういうほうの向きで検討を至急かけておりまして、地域の切なる要望、そしてどうしても取り組まなければいけない、そういう状況だと思っていますので、前に向かわせていきたいと考えているところであります。

○副 議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 市の消雪パイプについて

そういう考えがとおりということで非常に私も安堵いたしました。ぜひお願いが1つだけございます。やはり市の事業となると、費用対効果というのを当然考えなければいけない。これは皆さんからいただいた税金をどう使うかということで、絶対に確かに考えなくてはいけないことなのですけれども、中には消雪パイプが壊れてしまったとか、消雪パイプの出が悪い、中には費用対効果からするとなかなか優先順位が上に来ないという場所もございます。そういった中でこういう事業を行うときに、やはり費用対効果と優先順位をつけなければならぬのですけれども、そんな中で市民の皆さんの暮らしを考えて、そういうところも配慮していただければと私は切に思います。

まだ具体的な計画を考えている最中だということだと思いますので、そういう計画がもしそういう私の思いも酌んでいただいってつくって出てきたなら、私はその計画について熱烈な支持をせざるを得ないと逆に思っておりますので、ぜひ今の、市長に最後に何かありましたら、私が言いっぱなしで終わると悪いので、ありましたらひとつお願いして、そのお言葉を

いただいて終わりにしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市の消雪パイプについて

およそ費用対効果だけでものを語れるのであれば一番楽であります、そこを語れないのが市政全般、そしてこういうものだと思います。なので、私どもも目配りを当然いたしますが、我々にも耳、目、この力の限界があると思っています。議員の皆さんからもぜひともここは、というところとか、こういうことがあつたらぜひお寄せをいただきたいと思っています。

これまでは私も議員を経験してきましたが、路線を造っていくとか、歩道を設置していくとか、そういうことがやはり自分のこの活動の評価にも当然つながった時期が長く続きましたが、これからは本当に考えて、切り取って先に進めなければならないという守りの時代というところも一部考えながらの議員活動ということで、私も市長活動ですが、誠に厳しいことがありますけれども、この中においても皆さんの注目から一致して押された議員の皆さんでありまして、地域を背負っている面もあると思います。ぜひともまた最善の視点から、行政にも力を貸していただきまして、この問題につきましても地域全体に関わる問題だと思っていますので、ぜひともお力添えをいただきたいと考えています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時39分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時58分〕

○副 議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりといたします。

○副 議 長 質問順位15番、議席番号13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、さっそく通告に従って質問をしたいと思います。今回は先行き不透明な時代の財政運営、産業創出の問題と、高齢者の移動手段の確保に関連しまして、2点を質問いたします。

1 不確実性の時代の財政と産業振興について

その大項目の1番目であります。不確実性の時代の財政と産業振興についてといたしました。さらにその中項目の1点目でありますけれども、不確実性の時代に山積する行政課題をどう進めるということで、そういう視点で財政運営について質問をいたします。

昨年9月に持続可能な財政運営に向けまして、目標設定をしながら、令和3年度から令和12年度までの期間とします第3次財政計画を策定しました。今後山積する行政課題の解決と安定した行政サービスの継続のために、この第3次財政計画を財政運営の指標としなければならないわけではありますが、最近の社会情勢は新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクラ

イナ侵攻などもあり、国内外の経済も生活も大混乱を来し、加えて気候変動により、頻発する自然災害なども影響し、将来の見通しが難しい状態になっております。

また、これらに加えまして、人口減少、少子高齢化の急速な進展は深刻な問題であり、経済の将来予測はますます困難になりまして、不確実性の高い時代になっております。

このような情勢の中ではありますが、市はごみ処理場建設を含む大型建設事業、公共施設等総合管理計画、通告では「公共」のところを「公営」と書いたところがあったようですので、「公共」でありますのでお許しいただきたいと思っております。その管理計画に示されている公共施設の長寿命化への対応、そして大きな心配は先ほども出ましたけれども、道路、橋梁、上下水道関連等の各インフラの更新、補修など莫大な事業費が予想されます。さらに医療施設の再整備の投資構想も出ております。

これら多くの行政課題を限られた財源の中で解決し、将来にわたっても安心した行政サービスを続けるためには、不確実性の時代ではありますが、むしろ不確実性の時代だからこそ、次世代に過重な負担を残さない、将来にわたって持続可能な財政運営を進めなければならぬわけでありまして。そして、不確実性の時代だからこそ、地域資源を活用した、他力本願ではない南魚沼市だからこそその持続可能な産業振興も進めなければならぬと思っております。

そういう視点で次の点についてお伺いいたします。具体的な質問に入ります。①ですけれども、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の更新は避けられませんが、公共施設等総合管理計画の中で出てきた試算によりますと、その合計は 993 億円とありました。加えて、ごみ処理場建設、統合給食センター、公共施設等総合管理計画での学校など、公共施設の大規模改修、建て替え、統合、さらに先ほど少し触れましたけれども、ゆきぐに大和病院健診施設の建設も構想に上がっております。これら大型の行政課題が山積してありますが、今後の財政運営にどう影響するか。はっきり言いまして、大規模の課題が多くありまして、財政的に対応できるのかという心配もありまして、こういう質問をさせていただきます。

②番でありますけれども、行き先不透明の時代の財政調整の基金確保と、将来への負担の分散の観点から、できる限り起債残高の縮減が必要でないかということでありまして。現状の財政調整基金は、今までの一般的な考え方であります標準財政規模の 10%から 20%の範囲にありますし、また財政計画でも 30 億円を目標にしていますが、これからの自然災害も含めた不確実な社会情勢の中で、山積する大型の事業実施を見据えたとき、さらなる計画的な財政調整のための財源確保が必要でないか。

また、行政運営は起債なしで、新たな事業実施は避けられないわけでありましてけれども、将来の多くの課題を考えると、さらに起債が増えることが考えられます。過去の起債の各年度の償還金額が決まっていますが、決算状況によって繰上償還するなど、できる起債残高の縮減は進めるべきではないかと考えますのでお伺いいたします。

③であります。行財政運営指針の策定で、持続可能な財政構造の構築を、ということですが。今後有利な起債の活用が難しいこともありまして、公共施設等総合管理計画で予定する重要な事業等を、一部不安定財源のふるさと納税で賄うようになっております。当然これは本来の

形からすれば好ましい形ではないわけでありまして。限られた財源で選択と集中を徹底しながら、優先順位を明確にした持続可能な財政構造を構築する必要があります。そのために、この不確実性が高まる社会情勢の中では、行財政運営指針を策定して、財政運営を進める必要があるのではないかと私は思いますので、考えをお伺いいたします。

中項目の2点目でありますけれども、(2)です。リゾートオフィス・田園都市構想への期待と課題ということであります。松井利夫氏から令和2年度、令和3年度、合計8億円の寄附を受け、この寄附金を基金といたしまして、リゾートオフィス・田園都市構想、そして、起業家育成、人材育成を進めますけれども、これらの取組で地域を変え、新たな就業を生み出して、市の発展、地方創生につなげたいとする壮大な構想の松井氏の思いのこもった講演会が5月にあり、私は大変刺激を受けました。このことは特に、先がどうなるか不透明、不確実な社会では非常に大事な取組だというふうに思います。しかも、そのために8億円もの寄附があり、この機会を生かさないと、今後のまちづくりは難しいと感じるほど、私は期待を持っております。

ただ、この関係の取組は行政としては本来得意ではないわけでありまして、かといって、この地域で、この構想を引っ張っていく民間の人材は現状ではどうかという課題も感じています。そこでまず以下についてお伺いをいたします。

①リゾートオフィス・田園都市構想、人材育成の推進体制と推進事業費は。そしてこの両事業をどうつなげて構想全体を進めるか。2番目でありますけれども、難しい取組になり、事業進捗、そしてまた事業評価が非常に私は難しいと思いますけれども、行政はどう関わるか。3番目ですけれども、思いのこもった高額な寄附金を、この地域ならではの持続する産業形成に生かせるか。生かさなければならぬと思いますけれども、そこら辺をお伺いいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。今回は2つの大項目を通告しておりますので、質問項目はできるだけ単刀直入にしたつもりであります。答弁につきましても簡潔な答弁をお願いいたします。再質問と2問目につきましては質問席にて行います。

○副議長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。

1 不確実性の時代の財政と産業振興について

最初の答弁は大きく6つの項目がありますので少し長くなります。途中で本当は切れればよかったと思っておりますが、これは致し方ありませんので少し我慢をいただきたいと思っております。

不確実性の時代の財政と産業振興、不確実性の話がたくさん出ました。これはどなたが書いた本だったですかね。昔読んだ記憶があるのだけれども……もうすっかり内容を忘れてしまっていて言葉だけが頭に入っていました。最近これが言われていますけれども、不確実性の時代。この行政課題をどう進めるかの中の1点目ですが、大型の行政課題が山積している

が今後の財政運営についてどう影響するかということです。ご心配だと思います。

昨年度策定した第3次財政計画では、公共施設等総合管理計画、新ごみ処理施設や、この統合給食センターの建設といった実施計画に搭載された事業については、反映した上で推計しております。これらの大規模事業を前提として、健全な財政を保つという明確な目標を持った財政計画を立てる必要があるとの判断の下で、策定したものであります。また、具体的な指標として機能する計画として、将来の財政健全化、また持続可能な財政運営、これを目的としたものです。

現時点では、学校の統合やゆきぐに大和病院、また健診施設の建設といった事業は、構想段階であります。具体的な建設時期や規模が全く未定の状態でありますので、今後具体的な時期や規模が示された段階で、シミュレーションを行うことになると思います。全く何もしないというわけではありませんが、そういうプロセスになるかと思えます。事業費が多額になることが当然見込まれます。公共施設等総合管理計画で予定された事業の実施時期、また歳出の推計条件との、この影響のほか、実質公債費比率、また将来負担比率、基金残高など、財政状況を表す財政指標に影響が出ることは当然推測されます。ごみ処理施設については、当時の規模感のことでは盛り込まれていますが、それもあります、その際は影響が出るものと考えていますが、その際は改めて財政計画についてもこれは当然見直しをかけていく必要があると思っております。

2つ目のこの財政調整基金の確保、将来の負担、この分散、この観点から起債残高の縮減が必要ではないかということです。財政調整基金は一般的には標準財政規模の10%から20%が適正であると言われていたわけですが、当市においては令和2年度決算の状況で基金残高約23億円、標準財政規模比では11.7%となっています。

この第3次財政計画では令和11年度末の財政調整基金残高の推計は、新ごみ処理施設の一般財源として確保する16億円を除くと約23億円となっており、現状維持を見込んでいますが、災害などの典型例として、行政の需要、また経済情勢による税収の変動など、不確実性の時代、これは避けられないものと考えております。そのため、基金の存在は大変重要なものであって、市にとっての余力であると捉えています。議員の言われるとおり先行き不透明の時代でありますので、推計以上の残高となるような財政運営を心がけていく、また、行政のサービス水準の維持、新規投資への余力をつけていきたいと考えております。

起債残高の縮減については、残高の多くを占める財政融資資金をはじめとした公的資金では、繰上償還を行うという場合には、国の側が被る損失に対応する補償金を市が支払う必要があります。なので、現実的ではないと考えています。民間資金については、借入れの際に繰上償還を行う際の条件等を決定した上で借入れをしております。令和3年度に借り入れた民間資金については、繰上償還を確認した上で、場合によってはこの繰上償還をすることも考えられるところであります。

こうした状況であります、投資的事業については、抑制はしながらも、どうしても真に必要な事業については着実に進めていかなければならないと思えます。将来負担率はありま

すが、将来への逆にその道しるべというか、責任ということも含めて、やらなければいけないことは果敢にやらなければならないと考えております。そのために期間が延長された、先ほど大平議員の中でもたくさん言葉が出てまいりましたが、緊急自然災害防止対策事業債などの、この有利な起債をなるべく、これに限らず有利な起債を活用させていただいて、また将来への負担分散の観点ということで申し上げれば、第3次財政計画における健全化推計に基づきまして、据置期間やまた償還期限を短縮するなど、少しでも後年度への負担を軽減する取組をしていきたい、またしておりますのでよろしくお願いいたします。

新ごみ処理施設の建設が始まった段階で、一定の起債残高の増加は避けられない。これは前から明言していることであります。それ以外の部分については、誠に時代の背景もありまして、新たに立ち上がってきているところがあります。このことにつきましても、順調にあります、順調に縮減していくと推計しております。

3番目であります。持続可能な財政構造の構築であります。行財政運営指針の策定によってそれを行えということではありますが、この中でふるさと応援基金の活用がありました。第3次財政計画におけるこの位置づけですが、財政調整基金残高の維持水準のこの目標を設定する中で、必要な事業を進めていくためには、公共施設等総合管理計画で予定されている事業を先送りも行いながらですが、一定のルールを設定した上で、ふるさと応援基金繰入金金の活用が欠かせない状況であるとして、これに基づく額を推計し活用していくことに、このたび言及したところでもあります。

確かに策定の時点では、令和11年度以降は、令和3年度までの見込み残高では活用額の総額を賄えない、令和4年度以降の積立見込額を取り崩す推計となっております。不安定財源という要素がありました。しかしながら、令和3年度のふるさと納税の果実分の確定額が判明したことで、令和3年度の積立額が計画より増となる見込みが立ちました。これによりまして、令和4年度以降の積立額に頼る必要がなくなったということで、より財政計画の確実性が担保されたと、そういう見通しになったということから、ふるさと応援基金の今後の方針の重要な整理として、ふるさと納税で積み立ててきた部分の令和3年度までと、令和4年度以降にきっちり区分をして管理する方針をこのたびお示したところでもあります。

これまでも、ふるさと納税制度の廃止、また寄附額の低下などによって大きく減少することが想像できる、そういうことがあり得るということを常々申し上げてきたとおり、不安定財源であることは十分に認識しています。これはこの先も変わることがありませんが、なのでこれに頼るといった考えで財政運営は行っておりません。行ってもなりません、と思いません。

令和4年度以降のふるさと納税による果実分については、ふるさと応援活用基金を創設し、一定の寄附があったと仮定して、その範囲で活用計画を策定した上で、有効に活用していく予定としております。慎重を期してまいりたいと考えております。

行財政運営指針の策定が必要とのご意見につきましては、第3次財政計画では指針としての役割を持って策定した点がポイントでありまして、第2次財政計画では示されていなかった

た視点と我々は思っています。また、第3次財政計画の位置づけにおいて、関係性を図示しているとおり、最上位計画である総合計画を中心として、それぞれの計画等が補完し合うことで、行財政運営の指針となり得ると我々は考えておりますので、今のところ策定の予定はしておらないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

(2) 番のリゾートオフィス・田園都市構想の期待と課題です。1番目の推進事業費はと、そして両事業を、田園都市構想と人材育成をどういうふうにつなげて、構想全体を進めるのかということですが、3分野あります。起業家・人材育成。そして、リゾートワーク・交流・移住定住のもの、これが2つ目。3つ目に、地域資源活用・雪国ブランド化推進、3分野ありますが、複数課にわたって事業を現在進めているところです。いずれの分野につきましても、最終的な目的は地方創生と南魚沼市の活性化が松井様のこの寄附のご意思だったと理解しています。

地方創生に向かっていく中で、それぞれの産業の分野が相互に関係しておりまして、なかなか縦割りというか、横ぐしを通していかなければいけないことばかりです。この分野が相互に関係していきまして、短い時間で多様に変化する現在の社会情勢を鑑みますと、その関というのも非常に曖昧になっていっていると本当に思っております。現在の推進体制としては企画政策課、商工観光課、またU&Iときめき課で連携して取り組んでいますが、情勢に応じては専門知識が必要となることも想定されることから、現在の担当部課だけではなくて、他の部局の応援なども含めて柔軟な推進体制を取る必要性があると考えています。

当初は事業家や起業家などの人材育成のみへのご提案とご寄附でスタートしたのです、松井さんから最初に言われたときは。最初は寄附額1億円だったのです。その後いろいろなお話を、お会いもしてする中で、これが2億円追加がありまして、3億円になりました。その後さらにリゾートオフィス・田園都市構想ということで、8億円までそれが達したということです。実は段階がありました。

私どももこの間にコロナ禍も押し寄せる中で、様々な取組をやってきました。これに対応してきた担当の者たちも、大変苦勞しながら実はやってきていますし、今も進めています。しかし、みんな燃える思いでこれをやっておりますので、この大きくテーマが広がった状況ではありますが、全体的な構想はまだまだ検討の途上であって、具体的な推進事業費をここでお示しすることはできないと思っております。青写真を含めていろいろ考えているわけですが、ここでまだお示しする段階ではございません。

しかしながら、せっかくいただいた貴重なご意思とご寄附ですので、しっかりと構想実現のために計画をまず固めて、また連絡を密にして、これは一般寄附ではありますが、しかしそうは言ってもらえない、思いがこもったものでありまして、我々もそれに賛同してお受けしているところもありますので、懸命に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の難しい取組になって、事業進捗、評価が難しいが、行政はどう関わるか。行政がどう関わるか、難しい。本当にこういうのは大変な課題ですけれども、先ほどの3分野——人材育成、リゾートワーク・移住定住、雪国ブランド化推進、この3分野においては、既に市

の第2次総合計画、これと整合をとった中で取り組める部分については、地域再生計画を策定して、令和2年度から国の地方創生推進交付金を入れて、また松井基金も充てさせていただきながら、みらいの雪国を創る人材育成及びしごと創生事業において取り組んでおります。

昨年度はイノベーション人材育成事業のほかに、この事業の中で、当地域のブランド化のためのパンフレットの制作はもちろんですが、KNOW THE FUTUREを通じた農業の後継人材の発掘、育成、高校生の職場体験、また地域ブランドの発掘やブラッシュアップを進める、日本の宝物グランプリ南魚沼——この後、日本大会で賞を総なめしたということですが、また雪の魅力発信事業、リモートワーク誘致イベントなど、様々な事業を実施してきました。まだ3か年計画の1年目が終了したばかりですが、この事業の評価は7月にまち・ひと・しごと創生推進会議において、民間委員の皆様からまた評価もいただく予定となっています。長期的な取組をそういう面も含めて考えておりますので評価が難しいことはご指摘のとおりかと思っております。

行政がどう関わるかということについては、市が主体的になって関わりますが、行政のみでは地域づくりはできません。いずれの分野においても、民間の活躍なしには成功し得ないことは明白で、また逆に活躍を期待しつつ、共に進んでいくということだと思っております。多くの地域の事業者や市民の皆さんからの協力を得ながら、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

3点目、最後の部分ですが、思いのこもった高額な寄附金をこの地域ならではの持続する産業形成に生かせるかということであります。議員は先ほど5月に松井さんのご講演をお聞きし、思いのこもった講演に刺激を受けたと言われました。私も最初にお会いしたときからそういう思いを持っています。その思いは全く同じだと考えています。

一個人から自治体がいただく寄附金額としては、全国的にも極めてまれな例ではないかと思っております。この貴重なご芳志に必ず報いるためにも、またこの地域が将来にわたり持続できるようにするためにも、有効に生かしていかなければならないと考えています。

この総計8億円の寄附額に至るまでに、松井さんとも様々な話をさせていただきました。私はその都度お会いして思うのは、言葉が浮かんでまいります。「頼まれごとは試されごとである」と。非常にご自身で、一代であそこまでにした方です。非常に厳しい視点をお持ちの方でありますし、優しい面持ちの中に厳しさもある。極めて昔のおやじに再会しているような気持ちがする、そんな方ではありますが——全然違う人間ですけれども、うちの父もそういうところがあったので、そういう今あまりいなくなったと思う人に会ったという気がしています。私は松井さんと会うたびに、私自身が試されていると思いつけて、今、事を進めておりますので、そんな気持ちで全体も指揮し、そして民間の皆さんの力も借り、議員の皆さんからの様々なご協力も得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

丁寧な説明をしていただきましたが、若干再質問をさせていただきたいと思います。起債残高の件については少し後回しにさせてもらいまして、基金の関係を先に少し再質問いたします。

財政調整基金の関係なのですけれども、資料を出しましたので資料も併せてご覧いただきたいのですが、資料がない部分が先ですけれども、平成17年合併当時の財政調整基金は9億8,000万円でした。その前後、豪雨災害とか災害が続きまして、また合併特例債の対応等も加えて資料のように令和2年度の決算カードでは、先ほど市長もお話がありましたように、約23億円。これは話がありました標準財政規模の11.7%です、そして財政計画の中にはいろいろなことを含めまして30億円を目標にしていますけれども、これは15%です。

そしてついでのといいますか、近隣も少し調べたので並べましたけれども、魚沼市は58億円で、魚沼市の標準財政規模からすると36.7%です。そして湯沢町は11億円で、同じく26.3%。近隣から比べると大分少ないという思いがいたします。ただ、他市の個別の課題や事情があるからはっきりきちんとは言えないのですが、ただこれほど多くの基金を積んでいるということは、やはり私も懸念しているように、他市も将来を見通せない不安があるのだというふうに思うのです。

それで、将来明るい見通しであれば、今、市長がおっしゃいました11%から20%の範囲の中ではいいのでしょうかけれども、先ほど来、言っていますように、いろいろこれから先行きが見えない中での課題が多くあるわけでありまして、ごみ処理場、そしてまた公共施設の長寿命化、各インフラ更新、大和病院の健診施設の増改築。社会厚生委員会に出て、大和病院と健診施設の工事費だけでも31億円を超えるような状況でありまして、それに大きな健診施設ができますので、医療機器を含めると、相当な額がここに加わるのではないかとこのように思います。財政計画によりますと30億の基金積立てというのは、最低限度の目標といたしまして、私はさらに積み立てておく必要があると思うのですが、再度お聞きしたいと思いますがどうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

お話はよく分かります。積み立てられるだけ積み立てたいと思っております。がゆえに、今回全員協議会等でもお話をさせていただいたごみ処理場のことなんかについても、年間例えば5億円とか数億円、それが毎回老朽化も含めてかかっている。そういうことを1日でも、1年でも早く止めていかなければという思いで、この間やってきました。時間がかかって申し訳なかったのですが、これがめどがある程度ついた。医療の問題もそうです。こういったこと一つ一つです。

なので、そういう積み重ねの中でこういう町ができていく。だってそこがかかっているならば、市民の普通のサービスを低下させなければ、ではどこから稼ぎ出すのですかということ。そこが稼ぎ出しているという面では、私はすばらしいと・・・、これはみんなで喜ぶべきなのです。1,700自治体がある中で、今回多分10番ぐらいだと思うのです、うち。ふるさと納

税ですね。こういうこともある。やはり果敢に攻めて、ここで積み増しができればという議論をいくらしても、それはしたいのは当たり前ですから、ということだと私は思います。なので私としては積み増せるだけ積み増せておきたいと思っております。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

話はよく分かりましたし、正論であります。起債残高のところは表に示しましたのでご覧ください。全会計の中では大分減っていますけれども、一般会計は減っていない。ただ私に言わせると少し不安材料がある。そういう中で、起債残高も減らしたい、そして基金も金があれば増やしたいということです。

私が時々聞いていることですが、では例えば、地方財政法の第7条だったと思うのですが、地財法ですよね。そこに各会計年度の決算の剰余金が出たら、その2分の1以上は基金積立て、または起債の繰上償還の財源に充てなければならないというふうになっているということを、時々この議場の中では言うのです。金があったら積むということですが、当然そうなのでしょうけれども、こういうふうな制度といいますか、法律で決まりがある中で、これに準拠した中で、準じた中で財政運営の対応をしているのかというところを確認したい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

これは、すみません。財政課長のほうから答えさせます。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

佐藤議員のほうからは、この決算による剰余金の2分の1を積み立てるというご質問を何度かいただいております。そのときにもご説明させていただいている、市のほうがまず当初予算編成のときに、財政調整基金を入れて予算編成のときの調整という意味で入れているということで、そこで一切入っていないという状況であれば、決算のときに当然2分の1、積み立てるという方法が地財法に基づく正しいやり方になると説明しているところではありませんが、一旦予算の中で、取り崩すという形をしていますので、そこを一旦全部戻して、戻した上でさらに剰余がある場合は積み立てるといような形で、間を省いてやっているといようなご説明をしているかと思えます。

ですので、簡単に言いますと、繰入れを当初予算で入れている部分を、一旦戻さないで剰余金を積み立てると、財政調整基金の残高が回復しない形でまた積み立てるということになる。一旦回復をさせて、元に戻した上で残っている部分を積み立てる、そんな取扱いをしているということで、地財法に沿った形でやっているというふうに理解しているところです。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

財政運営のそこまでいったテクニックになると私も分からないところがありますので、そ

うなのかというふうな思いがあるのですけれども、確かに当初予算のとき、財政調整基金を6億円か7億円取り崩しますよね。そして予算組みをしていると。それで令和4年度だって、今、既に財政調整基金の取崩しは相当の額になっているのです。そこで10%ぐらいの財政調整基金の積み、そしてそこに不測の事態が生じたとき、もっとやはり積んでおかないと、財政調整基金がもう少しないとやはり行政財政運営というのは不安があると思うのです。そういう意味で実際は同じことだということかもしれないけれども、そういう法律で決まっていることがあるのであれば、なるべくきちんと守りながら、こう一旦やって、それでなおかつ財政的にどうなのか。足りないのだったらそれに合わせた年次計画を立てなければというようなことに、私はもっていかなければならないかというふうな思いがありますけれども、少し長くなりますので、また改めてしたいというふうに思います。

私が感動したリゾートオフィス・田園都市構想について少し触れないと時間がなくなりますので、ここに触れたいと思います。大分端折りますけれども、ありがたいことに松井利夫氏からふるさと南魚沼市を本当に愛していただきまして、その発展を願って8億円もの寄附をいただきました。先日、先ほど話がありました講演会から私は聴いて本当に感動したわけです。私が受けた印象ですけれども、私が受けた印象、あの基金を小分けして個々に事業に取り組むだけでは松井さんの思いはかなわない。松井さんは——こんなのは私の身勝手な解釈なのですけれども、8億円全てをつぎ込んで、南魚沼市に企業を生み出し、そして活性化させたい、というのが松井さんの思いだと思うのです。そうしなければ8億円を基金にして、それを財源にしてまちづくりをしようというのが、なかなか松井さんの思いがつかないというか、そういうところがあると思うのです。

それについては、だとするならば、松井さんのそういう思い、期待に応える大きなビジョンを持って、そしてその高額な寄附金を市の活性化に結びつけるという大胆な活用を市長には私は描いてもらいたいのです。私の8億円の解釈が違っていたら、それはお前さんの勝手なことだとなるかもしれませんが、そのところを少しお話しいたきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

私はビジョンありますので。松井さんとも話しています。講演で話が出たかどうか知りませんよ。ただ、これは私の思いですから。それだけで進められないではないですか。松井さんもいろいろな考えもある。しかし、いろいろな言葉が私は心に触れるところがお互いにあるって8億円になったと思っていますから。そこをたがえているつもりはありません。

しかし、これを先にビジョンを言えと言われても、今ここで私はとても言えません。そういうふうに向かっていくようなために市長も努力していると思っているし、間違っているかもしれないし、そこにやはり皆さんの議会の当然機能もあるだろうし、いろいろな人の多くの・・・、その中でこっちに進もうということ。

しかしながら今の現在の不確実性の時代の中で、みんなの合議だけでやっている——ご

めんなさい、悪くとらないでくださいね、みんなの合議というか、多くの意見の中のことをまとめ上げていくと、やはりその中のとがった部分というか、いい意味ですよ、そういったところはそがれてしまう可能性もあるわけです。よくあるのが、観光パンフレットを作るときに、会議にいったいいればいるほど、どちらかというと経験上、凡庸なものが出来上がるのです。それを言って、批判しているわけではない、悪くともってらっては困るのですけれども。そういうことで自分の中ではもちろんビジョンはあります。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

ビジョンがあるそうなので、そのビジョンにつきましてはまた後ほど別の機会にしないと時間がなくなりますので……（何事か叫ぶ者あり）ビジョンの詳細についてはお聞きしませんし、ただ私が大胆な活用を描けるかという話をしたのは、私は松井さんの8億円はそういう意図で解釈しているのです、間違っているかもしれません。

そういう中で松井さんは講演会の中に葉っぱビジネスの話をしたのです。徳島県の上勝町の葉っぱビジネス。これは年寄りが葉っぱをやっていたのだけれども売れ過ぎて、今度は電話の対応が駄目でITとかということにしたら、今、年収1,000万円の家もありますし、日本の8割のシェアです。私たちの会派は行ってきましたけれども。

そういうふうなところに、例えば起業家を育成して、そこに気づきがあって、そしてそういうところを見つけて産業を興して、そのためにこの8億円を使っていたきたいというような思いが、あの講演会の中に私はあったのかという思いがありましたので聞いてみたのです。

もう一点だけ加えますと、愛知県の足助町というところがあります。知っていると思えますけれども、そこに足助屋敷というものがあります。これは職員時代、議員さんと一緒に視察に行ってきたのですが、どこまで本当だかうそだか分かりませんが、2億円かけて足助屋敷を……、こんな使い捨ての時代に、こんな昔の物を造ってどうするのだという話になったときに、これは駄目だったら保険をかけて燃やすから市には迷惑はかけません、だからやらせてくださいというようなことで、足助屋敷——もう三、四十年も前の話なのですけれども、今もあります。そういう市長の熱意を、私はこの基金にかけてほしいのです。それが松井基金だと私は勝手に解釈しているのです。そこのところだけ、少しだけ触れていただきたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

そこまで言われると気持ちが……そういう、ありがとうございます、少し松井さんと全然話を別にしますが、雪のプロジェクトもこれも大きなビジョンで実はやっています、その過程の中でもやはりいろいろなことを言われるわけです。大体そうだと思います。しかし、もしかすれば失敗するかもしれない。失敗を恐れてやらないのか、いくのか、ということもあって、松井さんのことはしかしながら、大変高額なご寄附であるので、なかなか失敗する

方向に持っていくわけには当然これはいかないわけであります。その辺の見極めが大事かと思っ

ただ、私だけでなくぜひこの場面で、もしも佐藤市長というものがこちらにいらっしやるとすれば、私だったらこうやるというぐらいの発言もされて、私とここで大いにそういう議論をしてみたいと思っています。これからもまだ時間があるのでぜひとも次に期待しております。

〔「ありがとうございます」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 不確実性の時代の財政と産業振興について

私は観光と産業振興の原点はつくれる、それが原点ですので。その原点にしているのは足助町ですので、私はぜひそういう機会をいつか……（何事か叫ぶ者あり）観光も産業もつくれる、つくる産業、つくる観光、それを原点にしています。その基本が足助町なのです。だからいつかこのことはまた議題にしたいというふうに思います。

2 高齢者の移動手段確保について

少し時間がなくなってきたので大変ですけれども、高齢者の移動手段確保について通告してあります。お願いいたしたいというふうに思います。市民バス、平成 26 年に運行いたしまして、私はこのことについて平成 19 年に、公共交通の空白地帯解消ということで質問したのですけれども、平成 26 年に市民バスができました。それで空白地帯はなくなったわけです。それでよかったと思ったのですけれども、時代も変わりました、今、高齢者がなかなか行動できない。そしてバス停も集落につくっていただいたのですが、そこまですらも行けなくなりまして、ドア・ツー・ドアに近い新しい交通モードの必要性を私は感じています。ここら辺をどう考えているかというのが 1 点目であります。

そして、そのことについて私はドア・ツー・ドアに近い新しい交通モードが必要だという思いから、次の 2 つが私の提言になるわけです。

1 つは（2）番です。タクシー活用のデマンド型乗合タクシーで、高齢者の移動手段確保と併せて、タクシー業を含む商業活性化に結びつけられないかというようなことであります。このデマンドタクシー、住民要望で、ドア・ツー・ドアの要望で、各自治体いろいろ工夫していますけれども、成功事例もあります。なかなか失敗するの多いという中でありますけれども、これは後でまた触れるかもしれませんが、どこまで範囲にするか。どういうところを対象にするかによりまして、住民に喜ばれる、そしてまた実現可能な取組になり得ると思いますので、ここら辺の考え方をお知らせいただきたい。

もう一点。並べて提案というのも少しひきょうなやり方ですけれども、もう一つは、提言の 2 番目（3）番であります。ドア・ツー・ドアということからは、新しい交通モードの検討と併せて、一定条件の高齢者へのタクシー料金助成は、集落の規模や立地によって有効であるとありますけれども、検討できないかというようなことです。実はこうやって質問しながら変な話なのですけれども、コミュニティバスとかデマンドタクシーとか、そういうのから

タクシー料金助成に切り替える自治体も増えているようでもあります。今、タクシー業界、この地でもなかなか景気がよくありませんので、そういうものも併せまして料金助成というのもいいのではないかとということで、提言の一つとしてお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の移動手段確保について

2つ目の高齢者の移動手段のことでお答えします。かなり実は準備してきたのですが、時間もあるかもしれませんので、少し走りばしりで答弁したいと思います。必要があったらまた質問をお願いします。細かい数字は申し上げません。いろいろな裏付けのことも調べてまいりましたが、そこは端折らせていただきまして……先ほどお話もありました。新型コロナウイルスの感染症の収束で、これまで利用率が下がっていたという報告もありましたが、一定程度の利用者の回復は見込んできています。市民バスのことです。そして、免許証の自主返納者も含む高齢者の公共交通離れは深刻な状況と、本当にここにきて感じております。

今回まざまざといろいろなことを見せつけられたと思います。ワクチン接種で行った最初のバス。これも非常に有効でありましたが、その後冬の状況になって、第3回目の接種はドア・ツー・ドアをまさにやったわけです。タクシーを利用していただきました。こういうことがなくてはあの接種率の高さというのは図れなかったというふうに思っていますが、なおさらに今回思ったのは、バスの運行、公共交通の在り方について、非常にやはり思いを巡らさなければいけないと思いました。

今のある状況で、今、後山・辻又などの導入にも向けて、いろいろな取組をしています。2番目にもかかってまいりますが、この栃窪・岩之下地域で導入を進めているデマンド交通がありますが、ボランティア団体等を活用するのではなくて、既存の市民バス運行事業者を事業主体として運行方法を今検討しているという段階です。市内13コース、この7事業者がありますが、この事業者が優先的に、その運行している場所等で主体となれるように今検討しています。デマンド交通は乗客がいない状況で運行することがなくなり、運行経費の削減にはつながる一方で、しかしながらオペレーターの人件費、システム導入などの経費が必要となるということもあって、一朝一夕、そう簡単ではないというところがありますが、こういうことに取り組んだ自治体、議員も多分いろいろなところに調べに行っていると思うのです。

我々がなるほどと思ったところが、今はそれをやめているというところも結構事例が出てきています。かくも、なかなか難しい問題なのだということも意識しているところです。最終的には、市内に市民バスとデマンド交通の、こういう形が混在する交通体系になるというふうに予想しています。路線バスを含む様々な交通サービスの在り方を検討して、その結果高齢者などの利用が改善された際には、運行事業者の経営状況も改善が期待される。さらには市内商業の活性化にもつながる、そういうふうにしていかなければならないと考えています。様々に耳を傾けて、今後要望等、また声を聞きながらやっていきたいと考えています。

3つ目の新しい交通モードのことですが、タクシーの利用助成は、いろいろな集落の規模や立地、状況によっては有効ではないかということだと思います。繰り返しとなりますが、

ドア・ツー・ドアの交通体系としてはデマンド交通を第一に今のところ考えております。公共交通施策としてのタクシー料金助成は、今の時点では考えておりません。ただし、デマンド交通導入後の利用実績などによって、タクシー料金を助成するほうが、利用者や市の費用負担の上でも有効であるというときには、そういうふうにやはり検討もしていかなければならないと思います。

最後にしますが、私どもは12の地域があります。今回、医療のことも含めて、上田の地区で様々な取組を始めました。今のある路線、それから市民バスの在り方は私は将来変えていく、先ほど言ったとおりなのです。この地域内のデマンド的なものについては、今後12の地区の機能というのが非常に大きくなるのではなかろうか。そしてそこから太い路線でつないでくる部分が公共路線バス、私はそんなことが何となく自分の頭の中ではモヤモヤと漂っています。加えて今回、7月の頭から移動販売の事業をローソンさんと一緒に取り組んでまいります。これらも含めて、いろいろな事情がありますが、これに打ち勝っていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○副 議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者の移動手段確保について

ようやくドア・ツー・ドアの具体的な検討というのが、デマンドのほうに話が向いてきているようなので、私は市民の皆さんは大変安心していると思います。そして、デマンドの考え方というのは、市長その通りだと思うのです。幹線があって、その周辺、デマンドでカバーするみたいな、そういうものだと思うのですけれども。

ただ一つ心配なのは、例えばどこを予定しているか、私は気になっていたのですけれども、小さいところを予定しますと、多分予約制になると思うのです。そうすると、そしてまた年齢制限とか、そういうものをする、だんだんその利用者が絞られる。そしてその絞られた利用者が少ない中でやってみたら、デマンドはやはり厄介な割に効果がないというような結論になってもらっては困ると思いますので、やるのであれば、ある程度の広がりの中で、いろいろな効果、効能が読み取れるようなところでやっていただきたいというのが一つ。これは始めているので答弁は結構なのです。

ただ、次のタクシー助成の件で再質問させていただきたいと思いますが、今、タクシー助成のほうは考えていないということですが、私も単純に考えれば、今後さらに高齢化が進みますと、利用が増えて、財政負担も大変なのだろうというような思いもやはりあります。あるのですけれども、これもやはりやり方ですね。

資料も用意しまして、一番下のほうに岡山県の笠原市というところ、タクシー助成を準備しましたけれども、ここは75歳以上です。そして免許証をやめた方ももちろん、返納者も含むのですけれども75歳以上。65歳以上というところもありますけれども。そうしてまた内容も、課税の状況によって助成の大きさといえますか、助成額を変えている。そしてまた、今この笠原市は最大48枚という大きな枚数になっていますけれども、24枚とか、そうい

うのが非常にあります。

タクシー助成のほうに住民も使い勝手がいいし、タクシー会社も予約ということになりますと、予約システムを設置しなければならないかもしれないけれども、予約もいらぬ。そしてまた、何よりも普通のタクシー業務と同じようなやり方でできる。行政負担も今言ったように、やり方を考えればそれほど負担になるようなことにはならないと思うのです。

75歳以上で縛る、そして範囲を縛る、そしてあれを縛るというようなことにしますと、高齢者は病院に行くとか、買物に行くとか、あと何がありますかね。そういうようなので、そう何回も外出はしない。ただ買物とか、病院には行かなければならないというところがありますので、最低そこら辺の手だてをタクシー助成ですというのも、私はこの今の時代の一つの交通手段といえますか、高齢者の交通手段の在り方だと思うのですけれども、もう一回この点だけ、ひとつお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の移動手段確保について

私としてはご意見としてしっかり拝聴しました。いろいろ思うところもありますが、担当のほうもいろいろ考えているところもあると思いますので、担当者のほうから少し発言させたいと思います。

○副 議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 2 高齢者の移動手段確保について

佐藤議員がおっしゃったデマンド交通、これもドア・ツー・ドアを考えております。そしてドア・ツー・ドアというと、やはりタクシー的な意味合いを持っておりますので、それとまたタクシー助成という、それを同時に進めていくということはどうなのかと考えておりますので、まずはドア・ツー・ドアのデマンド交通をやっていきたいと考えております。

○副 議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 高齢者の移動手段確保について

私の提言の仕方が2つ並べた提言で、前段に言いましたように、少しずるやり方だったので、誤解を招いたかもしれないけれども、私もそう順序立てて対応していただければそれで結構なので、タクシー助成もこういう利点もあるし、使いやすさもあるということをお話しさせていただきました。時間がなくなりましたので、これが最後の質問になりますが、答弁時間が足りなくなるかもしれません。まとめになるかもしれませんけれども、一応この高齢者の交通確保について、もう一点だけお話をさせていただきたいというふうに思います。

市民バスがあるからバス停を増やしながらでいいのではないかという意見がありますが、市民バスでの対応はもう限界があると思います。そして、また高齢者移動の手段のために、ここまで財源を使わなくてもいいのではないかと、そういう意見も多分あると思いますけれども、資料に市の状況を少し載せましたので、時間がありませんが少し見ていただきますと、雪国、それもまた地方の特徴だと思いますけれども、自動車の保有台数、そして免許証の保有

者は多いです。そしてまた資料にはありませんけれども、令和2年度の交通安全白書では70歳以上の運転免許保有者は全国で1,195万人、免許保有者全体の14.5%だそうです。これは白書によりますと。それを南魚沼市に当てはめると、免許証保有者3万9,178人の14.5%、5,680人です。その方々が年々さらに高齢になりまして、高齢ドライバーの絡む交通事故、死亡事故が多いということから、免許証の自主返納が推奨されていますが、なかなかこういう地でありますので、免許証は離しづらいということになります。

ただ、市民バス。なかなか力を入れていただいていますけれども、残念ながら歩行能力は衰えて、バス停まで行けないという高齢者も多くなっておりまして、日常生活もままならない高齢者が非常にやはり多い。そういう中で、デマンド交通の検討を始めたということは、本当にありがたいことでもあります。高齢者が生活しやすい環境づくりは、私は全ての人が生活しやすい環境だと思っております。ですので、このデマンド交通、それをやってみて駄目だったからもうやめた、ではなくて、課長がおっしゃるようにそれをやってみて、ではタクシー助成のほうがいいとなれば、そっちのほうもやってみるような、そういう考え方で動き出したドア・ツー・ドアに近い、高齢者の移動手段確保。それを住みやすいまちづくりの第一歩にして、そしてさらにまた広めてほしいということをお話しさせていただきたいと思っております。時間がありませんので一言だけお願いしたいと思うのですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者の移動手段確保について

いずれにしても私はこの高齢者の皆さんが、家の中に閉じこもってしまうとか、そして買物に行くことも疎ましくなって、栄養の面も滞らないとか、恐らく医療、買物、そして生きがいだと思うのです。このことを地域でやって差し上げる仕組みをつくる、そこに交通がくっついてくる。そこからさらに行かなければいけない場合に、議員がお話しいただいた様々なタクシーなのか、もしくはデマンドも含めて路線バスのもっとこれからの将来像なのか、そういうことをもう話し合っていないと間に合わないと思っているので、いよいよ、様々ごみ処理場のことも定まりましたし、いよいよ青写真を皆さんと一緒に描いていくときがやってきたと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○副 議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○副 議 長 本日はこれで散会といたします。

○副 議 長 次の本会議は、あさって6月17日午前9時30分より当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時59分〕